

開 会 午後0時45分

○議長（小松則明君） 皆様御苦労さまでございます。

ただいまから平成28年第3回大槌町議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

初めに、今期定例会の本日開催するに至った経緯について、議長より申し述べます。

まず、先月2日に告示どおり第3回定例会を開会しております。

しかしながら、その3日前、8月30日の台風10号による被害対応が急務であり、また、当初の議会閉会後における行幸啓に伴う対応の諸準備もあり、本日まで休会といたしたところであります。

また、当局からの申し出により、人事案件を含む7つの案件について、任期や期限のこともあり、休会中ではあるものの、再開し審議の上議決を得て、行政事務を進めたい旨の申し出がなされ、その後追加された5つの案件、都合12議題について、先月14日に審議を行っております。

さて、台風被害に関して、幸いにも当町においては、台風10号における人的被害はなかったものの、岩泉町では多くの方々が犠牲となりましたことに、哀悼の意を表したいと思います。また、行方不明の方々の一刻も早い発見をお祈り申し上げます。

先月14日の議会全員協議会において、当町における台風被害の全容が当局から示されております。床上浸水が応急仮設住宅の29世帯、床下浸水が応急仮設住宅24世帯、一般住宅14世帯、さらには農林水産業の施設を初め、甚大な被害となりました。特に、床上浸水の応急仮設住宅の方々には、別の仮設住宅への移動を余儀なくされたことなど、大変な御苦労をおかけいたしましたことを、議会としても深く陳謝いたします。また、住家や農林水産業に関し、被災された全ての皆様に衷心よりお見舞い申し上げます。

一方、災害応急対策のために、役場職員の皆様は昼夜を分かたず奔走されておりました。このことについても深く感謝申し上げます。

また、議会といたしましても、議員各位による被害調査が行われ、当局への情報提供を行ってきたところでもあります。このような災害への備えとして、議会といたしましても、当局の災害対策本部に呼応し、災害対策支援本部として対応するなど、今後においても適切かつ的確な方策を講じてまいる所存であります。

また、先月28日から30日までの行幸啓に関しては、全ての町民の皆様と天皇・皇后両

陛下を心よりお迎えできたことは、この上ない喜びであります。また、10月3日には、彬子女王殿下が行啓されました。大変光栄なことであります。被災地に寄せる両陛下の思いを胸に、ハマギクの花言葉が示すように、逆境に立ち向かう気持ちを忘れず、復興への歩みをともにより強く進めたいと考えております。

それでは、ここで一般質問に入ります前に、途中で休憩することについてをお知らせいたします。

一般社団法人岩手県漁港漁村協会による台風10号による被害調査が、同協会会長の鈴木俊一衆議院議員も同席され、午後3時から実施されることとなっております。議会としてもその調査に出席することとし、本会議を2時55分から3時35分までの予定で休憩することを御承知おき願います。



#### 日程第1 一般質問

○議長（小松則明君） 日程第1、一般質問を行います。

阿部俊作君の質問を許します。発言席へどうぞ。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 無党派日本共産党の阿部俊作と申します。議長から一般質問のお許しが出ましたので、一般質問を行います。

その前に、台風10号で被災された皆さん、津波で仮設住宅におり、大雨で2度も避難しなければならなかったことに対して、私も本当に心苦しく、皆様の御苦勞に対してお見舞いの言葉を申しますけども、私自身災害の70数カ所ぐらいをめぐりましたけども、まだまだ全域を回っておりませんので、大変申しわけなく思っておりますけども、安全なまちづくりのために頑張りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、一般質問の項目について4項目ございます。

1つ目は、浪板地区のかさ上げ工事についてお尋ねいたします。

かさ上げされた土地ののり面について、地元住民から、雨で流されているが土どめの対策はないのかという不安が出されています。かさ上げされた土地に住宅を建てようとする住民の不安を払拭するためにも、その対策を発表してほしいと思います。

2つ目に、産業振興地域及び水産加工についてお尋ねいたします。

最近の水産加工施設の産廃処理能力は高く、かなりにおいの発生は抑えられていますが、汚泥及び産廃処理槽を定期的に管理・清掃するときにはにおいが発生します。吉里

吉里の加工業者が、堤防建設のため安渡地区に移転するということでしたが、それがまた吉里吉里地区に移転ということになったということで、気温が上がる夏場は海風が住宅地に向かって吹くことから、近くの住民や住宅再建予定の方々からのおいに対する心配が出ております。地元企業に対し、表立って言えないということで私に相談が来しました。移転が二転三転した経緯と水産加工団地構想について伺います。

3つ目に御社地公園についてお尋ねいたします。

町の中心市街地・商店街構想として御社地公園を計画しているようですが、ここに店舗を構えようとする商店主の方々が署名を集めて、平面での公園を望んでおります。当局ではどのような公園を考えているのかお尋ねします。

4つ目に、大槌町の歴史・文化についてお尋ねいたします。

大槌町は、長い時を経て今日の町をつくりました。その歴史を物語る数々の遺跡もあります。世界で活躍する大手企業の営業マンが、取引相手から日本の歴史について尋ねられ、自分の国のことを知ることの重要性を感じたと話しておりました。大槌町では、開発の名のもとに歴史はほとんど顧みられることはありませんでした。歴史・文化は今の私たちが育んできた先代の人々の心です。そして、未来への教示でもあります。

今まで遺跡発掘調査は、その上に何かを建てるためのものでしかなく、おざなりの発掘調査ではなかったか感じております。現在進行中の挟田館や大槌代官所跡、御社地の歴史認識についてお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 阿部俊作議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、浪板地区のかさ上げ工事についてお答えをいたします。

今回御指摘いただいておりますのり面は、漁業集落防災機能強化事業により造成を進めている土地ののり面であり、大槌町で所有、管理していくこととしております。そのため、降雨によるのり面の浸食防止、自然環境の保全、良好な景観形成の観点から、のり面全体に植物の種子が埋め込まれた植生シートを設置することとしております。

次に、産業振興地域及び水産加工についてお答えをいたします。

まず、町内の水産加工施設の建設予定地が変更された経緯でございますが、御質問にありました事業者と推察される方につきましては、県が施工する吉里吉里地区の防潮堤災害復旧工事に際し、移転が必要となったことから、当初安渡地区の産業集積地に使用の応募がされましたが、区画の引き渡し時期等を勘案した結果、吉里吉里地区での再建

を希望するとのことで、応募の辞退がされたと承知をしております。

次に、産業集積地についてですが、町では津波復興拠点整備事業を活用し、新町地区と安渡地区に産業集積地を整備してきたところであります。これらの地域につきましては、津波被災からの基幹的な産業の復興や、地域における雇用機会の創出につなげる目的で整備されたもので、水産加工などの業種にかかわらず、多くの事業者を活用いただき、その目的が十分に達成されるよう引き続き整備等を進めているところであります。なお、工場施設等からのにおいの発生等によって、事業者と周辺住民とにあつれき等が生じるようなことは町として望んでおりませんので、そのような事態が生じないよう、保健所などとの連携の上、助言を行ってまいります。

次に、御社地公園についてお答えをいたします。

御社地公園につきましては、昨年の第3回定例会での阿部議員からの御質問に対し、「震災前の記憶や町の歴史を大切にしたい町民の憩いの場所として整備すべきと考えており、このため、湧水を生かした池を復元し、入定地をそのまま保全するため、御社地周辺はかさ上げをせず、掘り下げたままにする計画として、町民とのワークショップでも提案し、住民の方々からもその計画にしてほしいとの合意を得ています」と答弁させていただいたところであります。

しかし、昨年10月に「御社地公園を利用する町民の会」から、くぼ地にしないことを求める要望書が出されたことから、くぼ地にした場所に危惧される事項を中心に、庁内関係課において協議を重ねるとともに、再度、町民の皆様から広く意見をお聞きするため、本年6月2日から3回にわたり御社地公園ワークショップを開催し、そこで出された意見等をその都度広報に掲載し、広く町民への情報提供を行ってきたところであります。さらに、パブリックコメントにより広く町民の皆様から意見をいただくとともに、現地見学会なども行いました。

これらを踏まえて、現在基本設計案として取りまとめておりますが、その中では入定地と池を一体の空間として現地盤に整備し、高低差が利用者のバリアとならないよう、階段・スロープに手すりを設置するなど、利用者の安全性を確保していることとしております。また、使い勝手のよい空間を確保するとともに、周辺施設や空間と一体性が感じられる配置としつらえにしております。

次に、大槌町の歴史・文化についてお答えをいたします。

大槌町では、震災前、震災後も含めて、埋蔵文化財を含めた文化財関係の保存や活用

を進めてまいりました。震災前においては、現在大槌町役場庁舎となっている大槌小学校建設に係る大槌代官所跡の発掘調査を平成6年から平成8年までの3カ年間行い、また、町で唯一の県指定史跡大槌城跡の公園化に伴う遺跡調査等も、断続的ではありますが、昭和53年から平成7年まで長きにわたり実施しております。今では史跡公園として整備され、町民からも愛される城山公園として利活用していただいております。

また、震災後では町の復興事業の増大化に伴い、遺跡調査の急増を見込んで、県内でも唯一の埋蔵文化財調査課を新設し、遺跡に係る積極的な調査への取り組みなどを実施しているところであり、また今回の震災復興の多忙の中においても、遺跡の現地説明会や地元中学生への発掘体験等も積極的に行ってまいりました。決しておごなりの遺跡調査を行ってきたとは認識をしております。今後も、こうした遺跡調査や啓発活動を通じて、町の歴史や文化を大切に守り続けてまいりたいと考えております。

なお、各遺跡の歴史的認識については教育長より答弁しますので、よろしく申し上げます。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） それでは御指摘の3件の史跡・遺跡についてお答えいたします。

挟田館、大槌代官所跡、そして御社地につきましては、阿部議員仰せのとおり大槌の歴史や文化等を知る上で重要な遺跡や史跡であり、特に御社地につきましては、町としても歴史的な重要な史跡として認定し、昭和63年、町の史跡として指定してきたところでございます。

まず挟田館についてでございますが、既刊の大槌町史に記載されているとおり、大槌城最後の城主、大槌孫八郎政貞の家臣であり、その老職の三浦越前が現在の大槌学園の南側の丘陵地に居住した館跡とされ、また大槌町では、大槌城跡に次いで規模が大きい中世城館となっていると言われております。平成元年の町教委による遺跡分布調査では、当該館跡には空堀が2条、それから平場、帯郭等の遺構が確認されており、周知の埋蔵文化財包蔵地として登録されている遺跡であります。

次に、大槌代官所跡でございますが、大槌代官所が設置されたのは寛永9年とされ、南部藩の大槌通23カ村を統治する役所として、当時の四日町に置かれました。その後、明治2年に廃止されるまでの240年余り、大槌通りの政治・経済の中心とされた場所でございます。大槌漁業史によりますと、大槌孫八郎政貞が失脚した慶長18年、南部藩は大槌城に3代の城代を置いた後、代官制の統治と変わり、江戸時代の初期には南閉伊代

官として沿岸南部一帯を管轄し、寛文年間の大槌通の設置に伴い、大槌代官所になったと言われてございます。

最後に御社地についてでございますが、江戸時代の中ごろに宗教・学問を通じて当町の郷民教化にいそしんだ仏教家、菊池祖晴が諸国遍歴の修業の際、九州大宰府に至り、天神社の分霊を捧持して帰り、当地に祭ったところから御社地と名づけられたとされています。またその庵を東梅社観旭庵と称して仏道精進の場とし、その霊域には池や築山が配され、参道の松並木などもあったと言われてございます。現存する「妙法蓮華経」の石碑は当時からこの地にあり、祖晴の後裔である菊池家伝によりますと、祖晴が入定した場所に建てられたものとされております。

以上、議員からの御質問3点の当該地に係る町教委の歴史的な認識並びにその概要について申し述べましたが、いずれも教育委員会もこの3つの歴史的な場所については、御社地以外史跡としては指定されていないものの、当町の歴史を語る上では欠くことができない遺跡・史跡と認識してございます。以上でございます。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） それでは、かさ上げ工事のことからお尋ねいたします。

私は大槌町で使用する土、まさ土について問題を提起してまいりました。そのことによって、平野町長が前総務部長のときにまさ土をブレンドしてかさ上げする。そして検証もしっかりするという事をお答えになりました。私はこのまさ土というのがとても流れやすい土で、その上に家を建てたらどうなるか、それを心配したわけです。それで、まさ土がどういうものというのは身をもって体験というか、よく見てきたんです。

山田町、大沢と豊間根の間にブナ峠がありますけども、あそこで住宅をつくったところがあります。ところが大雨で宅地がどんと流されて、コンクリート擁壁をしました。それから私、山田町に4年間ほど仕事で勤めておりましたので、北浜というところもありまして、ここもまさ土で土地を造成し、新しく建てた家が1カ月もたたないうちに傾いて、大工さんに文句がいったという、こういうお話を聞きました。

それから、私は片岸におりまして、工場に勤めておりましたけども、車検機器を入れるということで工場の床に穴をあけたらば、下が空洞だった。まさ土全部です。床はゴロゴロとした石、直径30センチから5センチぐらいの石の上に乗っていた。それでこのまさ土の危険性を訴えたわけです。

それで今度ブレンドということになりましたけども、ブレンドについてまぜ具合がち

よっと変わったような、最初浪板がまさ土そのもので使ってたのかなと、そういう色合いが見えたので、きょう聞きましたらばブレンドですということでしたけども、ブレンドについて会計検査院から何か言われたという話も聞きましたけども、それはどうなんでしょう。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） 浪板地区の漁集工事に伴う盛り土、もしくは区画整理だったりとか防集だったりとか盛り土工事、各地で行われていますけども、それについての内容について御説明させていただきたいと思います。

まず、ブレンド材の必要性についてですけども、当初盛り土材については地元住民の方との合意でもってがんずりでいくよという話もありました。ただし、そのがんずりの材料については、トンネル工事だったりとか切り土工事であったりとかそういったもの、もしくは購入土、こういった形で手配しようというふうに考えていたんですが、どうしてもその総盛り土量にまで遠く及ばないということが判明しました。

よって、山田町のほうから切り土が出ますので、そちらのほうのまさ土とブレンドするというところで室内試験等を行ってきたという経緯があります。室内試験の結果、当初出てきた山田のまさ土の性質はちょっと細粒分、細かい砂が多かったものですから、ブレンド材の比率を1対1というふうに決定させていただきました。

また、山田町のほうのまさ土の山を切り崩していったときに、中のほうからの、最初は表土のほうのまさ土だったんですけども、中のほうを掘削したときに細粒度の少ないものの土へと分布が変わってきたことから、ブレンド比率を6対4までちょっと修正をかけてきたという経緯がございます。

いずれにしても、盛り土材として施工するに当たっては、不稼働率の関係であったりとか、まさ土そのまま盛ったときには、雨とかによってトラフィカビリティがとれないということもありますので、それらを確保するために、保管するためにがんずりのほうでもって強度補完をしているといった経緯がございます。

また、その会計検査等の指摘についてでございますけども、会計検査院はあくまでも施工後いかに適正に会計が行われているか、もしくは計画が行われているかということをお問われますので、今現在会計検査院のほうから指摘があったという事実はございません。ただし、復興庁のほうからなぜブレンド材なのかということについては、指摘があったのは事実で、そちらのほうについては、今答弁させていただいたような内容で回答

させていただきます。以上でございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） わかりました。それでまさ土もそうなんですけども、土もありますけれども、土も水も高いところから低いところに流れる。土の場合は水を含むと余計空洞が出たり、表から見えない部分が、穴が空洞が出るというそういう危険性があるわけです。それで大槌町の地域に、当然ここは自噴水が多いところです。湧水とか。ですから、その盛り土した土がどうなるんだろうと、そういうことをすごく心配したんです。

それで、この土がどういうふうになるか。つまりボーリングとか、そういう水と土の関係、こういう試験方法もありますけども、それをやってほしいということをお願いしたんです。堤防つくってもその堤防の下をくぐって土が流れる。そうすれば片方に穴があく。この危険性を言ったわけですので、今度浪板地区は大槌町の管轄でということで、雨が降ればすぐやらなければならない状況になるのかなと見ておりました。

それでこの芝生。芝生というか植生シート。こういうのがありますけども、この植生シートというのは傾斜地によってもいろんな種類があります。その傾斜、のり面のつくり方。あそこは結構急に思いますけども、植生シートではちょっと難しいのかなという思いもありますけども、大丈夫なんでしょうか。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） はい、浪板地区ののり面の形成についてでございますけども、のり勾配は盛り土ですので1対1.8ということで設計をしております。よって、安定勾配を確保できているというふうに考えておりますし、植生シートが活着した暁には、まずそののり方のほうの浸食等が行われないということと、あと、前回の台風10号のときの雨についてですけども、流末のほうの排水のほう等々についての幹線の雨水ボックスが入っているところについて、施工がまだ未了であったといったことがありましたので、そこのところについては今、緊急に措置をして、水が上がりやすくなるような配慮をしているところでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） それから植生マットなんですけども、この植物の種というのは日本製なんですか、それとも外国の種ですか。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） その都度配合試験等を行っているわけですけども、イネ



科の植物と豆科の植物とを混合しております。今回の場合は、ケンタッキーブルーグラスであったりとか、そういったものを配合した植生シートを採用させていただいております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） これだけに時間ちょっととれないのであれですけども、まずまさ土がまざった土というのは非常に不安定というのは皆さんよくわかったと思います。

それから植生についても、やはり、植物、外国から来たオーチャードとか牧草に入ったいろんなものがもうあちこちに広まって、日本固有の植物というのが脅かされる状況にありますので、その辺もきちんと考慮しながらここやってほしいと思います。

それから、昔はツキノキという木、これが土を抑える効果があるので、家の周りに結構急勾配でも木を植えたりしておりました。今度マスト裏のほうの堤防にいろんな、平成の森でしたっけか、そういう木を植えてましたけれども、そういう植物も考えてほしいと思います。木によっても土を抑える。コンクリートだけじゃなくね。そういうことも検討してほしいと思います。

それから、次に移ります。産業振興について、工業団地化にしてそのにおいがする、におい対策をするということで、工業団地、産業振興地域というのをお尋ねしたわけなんです。吉里吉里地区につくるということは、住宅地であり吉里吉里海岸の観光地でもあります。そこで悪臭等が出るとは、やっぱり住民が心配するわけです。その対策はどうなのかなということでお尋ねしたわけなんです。

そしてその会社、加工場のほうは脱臭装置はきちんとします。それでもやっぱり管理業者が来た場合は、私は責任を持ってませんよという、こういう状況なんです。大槌町の環境条例には騒音とかそういうのはありますけども、においに対する条例はなかったように思いますが、どうでしょうか。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長（京谷一彦君） 確かに環境基本条例、これにつきましては、においというのは全体のことでございます。その中にはやはり、企業それから町、それから事業者、こういった方々の理念についてうたっております。特に工場等につきましては、やはり地域との協調性、これが大変必要でございますので、やはり設置に当たりましては、こういった基本条例、これをもとに話を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） この環境基本条例、大槌町の環境基本条例ちらっと見たんですけども、やっぱりにおいといえば香りも、それから臭いのも一緒くたににおいと言いますけども、やっぱり香りはいいんですけど、臭いのは皆さん嫌なわけです。ましてや大槌町として、吉里吉里、浪板地区を観光の海岸線とそういう見方をしている中においては、やはりこのにおい対策、これは十分考えなければならぬと思います。まして住宅の風上にそういうにおいが出るものがあるということ自体が問題だと思えます。

それで、環境条例のにおいに対する条例をきちんと定めれば、町のほうからいろいろ指導とか、そういうこともできると思いますので、条例等の作成なりそういう考えはございますか。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長（京谷一彦君） まず1つは、環境基本条例の前に県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例と、県の条例がございます。これには悪臭等については、規制するためにはその地区を指定するというふうになっております。これらを踏まえると、その悪臭地区に該当するのかということにも入りますので、やはりこれは町独自もそうでございますけれども、岩手県との相談も必要になってくるという段階を踏みまして、考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） そうですね。それで私が考えたのは、まずある地区にそういう工場を集める。それでその条例をつくり、悪臭が出ないようにする、町民生活に負担がかからないようにする。そういう町の長い目での計画があっても、工場であればということが、いきなり1社、住宅地の真ん中ですよ、これを何とかというのは住民の不安が出てきて当然だと思います。県のほうとも十分に相談をしながら、ガイドラインというか悪臭、こういうものを考えてください。

また、例えばつくった場合、ガイドライン、悪臭、平成7年に悪臭防止法の一部改正ということがありまして、いろいろありましたが、町は、県もそうなんですけれども、特に加工団地を抱える町として、独自の悪臭対策、そういうものの考え方はございますか。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長（京谷一彦君） 今言ったとおり、先ほど答えたことにしかならないんですけども、やはり1つは経済的なもの、それからその工場建設に当たりましては、やはり

地域住民との共生、こういったものもございます。

やはりそういったものも配慮しながらでございますけれども、やはり努力ですとか、まず話し合いもそうですけれども、いきなり規制してしまうとやはり今後の産業振興等々にも影響を及ぼしますので、その辺は慎重に進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 地場産業ですので大変な面もあると思いますけども、やはり住んでる人たちが快適になるように、それから観光地であるし、住宅地。こういう使い分けというかきちんとした対応を考えてほしいと思います。

それから次に御社地と町の歴史・文化についてお尋ねしますけども、私御社地についてこれ何回目でしょう、言いましたけども、なぜこのように歴史を言うかということについてちょっとお話ししたいと思います。

まず今歴史ブームということで、歴史好きの女性を歴女という言葉が数年前から出てきましたけども、各地で、目を向ければいろんな城壁を復元したりして観光資源にしているわけです。そしてまた、外国に行った方でも、外国のビジネス、パーソンということで、まず週刊東洋経済という6月18日の記事でございますけども、まずビジネスマンのための学び直し、日本史という特集があったようです。これは当然、営業に対する経済や経営の知識をいっぱい持っていたんですけども、外国に行った場合、外国から日本の歴史や文化について尋ねられたということなんです。当然、日本の歴史・文化を深く知るといことは、やっぱり自分の国に誇りを持つということです。

私は大槌町の古い歴史を、ずっと言ってきたのは、子供たちがこの町のこういう町に育ったんだよ、私たちの町はこういう町なんだよということを、みんなに言えるように。ここに住んでる人たちも、私たちの町はこういう町なんだよと言えるように、そういうことで歴史を大事にしてきたんです。

それで、震災の後でこういうふうにまちをつくらうとするときに、やっぱり私たちは私たちの町。そういう歴史を踏まえた町をつくってほしいなという思いで、御社地とか代官所跡、挾田館をこうして質問しているわけなんです。

それで、先ほどまず御社地についてはちょっとくぼ地ということが気になったので、雨水対策としてポンプということですけども、まずその想定する雨量とポンプの大きさは幾らですか。

○議長（小松則明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（渡邊圭祐君） ポンプでございませけれども、今想定している雨量としましては時間当たり約50ミリ。これは10年に1度程度の確率で発生するというので、約50ミリの降雨があった場合でも対応可能な能力を備えている。そういうポンプを設置したいというふうに考えております。

ただ、故障ですとかメンテナンスということも考慮いたしまして、予備機を設置することについても、現在検討しているところです。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 50ミリといいましてもなかなかわからないと思います。まず10ミリで考えてみますと、どういう雨が降るか。1平方メートルに1センチの厚さ。これを1キロ、ちょうど上町、城内から旧大槌町役場までのこの道路、約1,000メートルあります。これ1辺が1,000メートル、1キロのところ10ミリの雨が降った場合、川にどれだけの水量があるかといいますと、これ川幅を10メートルにして長さが1キロにしますと、1キロの10メートルで100分の1です。1センチの高さにそれを100倍すると、川幅10メートルの水位が出るわけですね。1センチに100を掛けて100センチ、1メートルです。1メートルの水量になります。これが10ミリ。ここから大槌町内に降った雨が1つの川に流れた場合という、いろんな自然条件、流れもありますので、一概にこうということはいえませんが、大体このぐらいの量という、そばで見たらすごい量になります。現在50ミリ、10年と言いましたけれども、最近では地球温暖化の影響で台風の規模もすごい大きくなってます。それで、岩手大学のある方からこれ50ミリの想定ではちょっと危ないんじゃないか。80ミリで計算したらどうかという、そういう声が出ましたけれども、まず50ミリだとして、ポンプの大きさ、それからそういうものはどのように考えますか。

○議長（小松則明君） 都市整備課長。

○都市整備課長（渡邊圭祐君） 具体的なポンプの内容についてはこれから検討はしていく、能力として50ミリの降雨まで対応できるようなポンプを予備機を含めて設置をしていこうという、現在の基本設計の段階ではそういうレベルでございませ。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） これが排水で使うポンプというのは非常に無理があるんですよ。50ミリということで、1時間当たりそれを排水するポンプなんていうのはとてもじゃな

いが、それこそ直径何メートルになるんでしょう。私ちょっと計算しましたけども、通常使われてる排水、家庭排水みたいなもの、50ミリのポンプで、これは1分間に約700リットルぐらいの水になりますけども、御社地の面積からいってそこだけに降る雨を考えた場合に、10ミリだと2,500リットルかな。それで50ミリの雨が降った場合だと12万5,000リットル。それから80ミリになると20万リットルになります。これをくみ上げるポンプというのでは、私が10ミリの計算で50ミリの普通の排水ポンプ10個以上必要になる。それでそのポンプ、月に電気料は2万円ぐらいかかります。そういうことで、御社地ちょっと危険じゃないかなと思って、排水よりもやっぱり入水という形で、御社地の池のつくりはかさ上げの上にして、それで入れるようにして、排水は自然に流す。それで入れるようにする場合は、ポンプの稼働は人が見てる昼間だけでいいです。夜間は止めても。これだけでも長さがいいし、そして私が何でそう言ってるのかは、御社地そのものの池の形とつくり、昔の草創当時に復元してほしい。そう思ってるんです。

そのことをまず、御社地がどういう形の池で、どういうふうにしてみんなに教えようとしたのかな。それが一番大事なことじゃないかなと思いますけども、教育長。どうでしょう。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 昔の最初の池の形を復元というお話ですけども、その昔の池の形を表す絵図というのは、正確なものは手元にございません。現在、池は何回か改修してコンクリートであるとか、石とかであるとか、積み上げた形でできておまして、復元するとすれば震災前の憩いの場であった場所の復元ということでは、今考えるのかなということで、昔の最初のものに復元をということはなかなか難しいことだなと思ってございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） であれば、何も下に、江戸時代に直す必要がない、入定地と平らにする必要がなく、使い勝手のいい公園にできるんじゃないですか。そうすれば、お祭り広場ものり面が平らになるので使えるし、広い面積が出てくると思いますけども、どうですか。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 先ほど町長も話しましたが、やはりその御社地を一体的にどのように復元し活用するかということで、池に限っていきますとそういう問題が出て

きますし、入定地の高さをどうするか、あるいは妙法蓮華經の石碑をどうするかといった、そういったこう一体的な中での整合性といいますか、そういったものも勘案して設計し、町民の皆さんに親しんでもらえると、そういうふうな考えでございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 御社地の池と入定地というのは一緒につくられたものじゃないんですよ。入定地は後なんです。その池をつくった人がそこに入ったんです。後から。草創当時のその池の意味というのはまた違うんです。そのことを私はお話ししてました。

それでまた池をつくり、いろんな本もありますし、まずどういう池をつくったかというのはあります。古廟、ちょっと花石さんという方が書いた本を読ませていただきます。

「古廟山同様に、最盛期の東梅社の規模を知るべき資料は少ないのですが、境内の諸碑諸塔の配置等は、小なりとはいえ東都著名の社寺に学び、全て造園法に従っていたといわれます。そのおおよそは、社地の中央を占めて池があり、周辺に名松をめぐらしています。中島にはやはり名松と石祠があって弁財天を祀ります。池の北側には奇岩名木を配した築山があって、西側のやや築山より天満宮は鎮座します。南のほうから参道と並木はこの宮へつづきます。」こういう大体の様子がわかるわけです。

私がこれで言ってるのは、やはりその造園法の池。これ、どういうものか御存じでしょうか。時間ないので、私言います。まず、平泉に中尊寺ってありましたけども、中尊寺の池、庭園なんですけども、これ最初はまず西から水を入れて、それで西に流していたと。夏になると、藻が発生してその藻の対策が大変だった。1983年に発掘して、北東から東側に発見され、池の水は東に回って南西に落としている、というふうになりますけども、これは「作庭記」という900年以上前に書かれた庭のつくり方の本で、北から回して東を回して、発掘の調査結果がそういう池だったという、中尊寺の池がそういうことです。それを発掘のとおりにやりましたら、コケの発生がなくなった。これはどういうことかといいますと、この当時既に地球の自転によって水の流れが北から流れれば西のほうに行くということなんです。ただ単に玄武とか白虎とか青龍とかという指針の縁起を担いだものだけでなく、そういう縁起を担ぎながら地球の動きをきちんと庭にあらわしているんです。

ついでにちょっと話はそれますが言わせてもらいますが、吉里吉里海岸に、あそこ船越湾は左海流なんです。左回転の海流しています。吉里吉里海岸の前に堤防をつくる

に当たり、水が入らなくなるので、北側というか浪板側のほうから水を入れるようにという、堰をつくるように提案して、そのようにつくってました。震災後、今度行ったらばそれがふさがってます。あそこは吉里吉里海岸です。泳ぐ海水浴場なんですよ。海水浴場の水質に影響はあると思います。

これは後で言いますが、こういう自然の摂理を見ながら、この地域の水の流れ、空気の流れ、光を見てつくれば、自然とともになればエネルギーが少なくて済む。そういう地球にやさしい環境をつくってほしい。

御社地にはそういう要素があるということをもまずここで言って、次に埋蔵文化財、挟田館、大変大事だということなんです。代官所も。まとめて言います、歴史・文化ということ。

その挟田館、なぜあそこに道路を通すのですか。これは県とかとどのような話し合いがなされて、あそこにお城、挟田館の天端まで行くような道路をつくるのですか。お尋ねします。

○議長（小松則明君） 埋蔵文化財調査課長。

○埋蔵文化財調査課長（鎌田精造君） 議員の質問にお答えします。

これについては確か震災前、三陸自動車道の路線の計画が持ち上がりまして、以前県教委からの依頼で町内の三陸自動車道の計画路線部分にかかって遺跡の分布調査を県と町教委が行った経緯があります。

その際に現在、今、県埋文が発掘調査している挟田遺跡の周辺で縄文土器の破片を採取したという上で、結果としてその統治の、遺跡の範囲でくくったという経緯がございます。きょうはその遺跡の現地見学会ですか、行っておるところでございます。

いずれ実際近接である挟田館にかかる路線経過については、実は国や県の事業に関しては国と県が埋蔵文化財の協議を行うということになっておりまして、今回の場合は県教委や当該地の部分調査を行う際に、町教委の立ち会いを求められて、調査を一緒に行ったと。その時点では既に路線が決定されていたという状況でございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 重要な遺跡の発見でその計画変更はいっぱいあります。三内丸山遺跡から柳之御所、平泉等も全部その計画見直ししてました。私もあそこの図面見せられたときに、本当に城の頂上、天端を削ることになっているんですよ。教育委員会とすればそれにストップをかけることができるんじゃないですか、どうです。

○議長（小松則明君） 埋蔵文化財調査課長。

○埋蔵文化財調査課長（鎌田精造君） いずれなかなかこの情報は、国と県とのやりとり中で、町にその情報が来るといのはかなり遅くなってから、確か平成22年の3月だったと思いますけれども、埋蔵文化の分布調査という通知がありまして、それで我々もその計画がわかったというような状況でございます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） そういう計画が出されてもまだ削ってるわけでもないですし、ストップをかけられるんですよ、教育委員会として。今答弁いただいた中に、当町の歴史を語る上では欠くことができない要所的な遺跡、史跡として認識しております。非常にこの町にとって大事な資源です。

それから、館跡というのは大槌町、私11くらいまで数えたんですけども、大槌町のホームページにありましたけども、15ぐらいあるそうですね。そして、吉里吉里の館は、八幡太郎義家のその配下の芳賀さんという方が、あそこに住んで統治したということで、吉里吉里あたり芳賀さんが多いのはそのせいかなと。あそこに田中館とあります。そこもあります。町内にはそんな遺跡があります。それを教育委員会はどのように壊すんですか。どうして保存しようとしなくていいのかという、これをお尋ねしてるわけなんですよ。どうですか。

○議長（小松則明君） 埋蔵文化財調査課長。

○埋蔵文化財調査課長（鎌田精造君） 阿部議員がおっしゃるとおり、吉里吉里の田中館。これに関しては町でも史跡指定にしてございますし、いずれこの史跡に関しては条例でも守られているということで、我々もやはりある意味では特別に目をつけていくと。残念ながらこの挟田館に関しては、そういう状況が生じてしまったと。もし前もって我々のほうもそういう情報とか、そういうのを知っているのであれば、我々もやっぱり意見を、県教委のほうにも働きかけができたかなというふうに感じています。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） これは今からでも遅くないのではないのですか。それにまたなぜきょう現地説明会なんですか。これもうちちょっと町民に知らせようとする教育委員会の姿勢ではないのではないかなという、私ちょっと憤慨します。後で議員全部に現地説明会をしてもらえませんか、どうです。

○議長（小松則明君） 埋蔵文化財調査課長。



○埋蔵文化財調査課長（鎌田精造君） この発掘調査は岩手県の埋蔵文化財センターが、調査センターが発掘調査してございます。いずれこの県埋文のほうの調査日程の中で本日現地説明会をやるという報告だけは受けております。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） 責めてるんじゃないですよ、町の歴史は大事だということで討論ちょっと熱入りますけども、教育委員会は大槌町の教育委員会。大槌町の歴史に対してかなり詳しく、県教委に対してもやっぱり大槌のものは大槌の住民だ。そういう大事な宝だという、これは言えるはずですよ。私、大槌代官所、ここありましたけども、ここの学校の発掘調査において、12月にも発掘調査を終わりましたということをおっしゃいました。違いますよ。大槌町においてはたった石ころ1つでも、人々の思いがこもれば町の財産なんだということを手紙に書きました。そして埋文のセンターに届けて、日報の新聞記者を頼んで届けていただきました。それはその後、ことしの分は終わりました。発掘しますということで、代官所跡を発掘しました。発掘してその調査中に発掘の仕方もそうだけど、話を聞きながら、もうここに学校建てるための発掘であって、代官所そのものの認識が全然なかったんですよ。

それで私たちは、私そのとき文化財の保護審議会やっけていまして、そのときの会長さんが花石さんという方なんですけども、つまりこの発掘調査報告書、こういうものが出ましたけども、この中身が代官所に関しての記述の誤りがあるんじゃないかという、そういうことを花石さんがこういう本で指摘しました。それに対して発掘調査を担当しました瀬川さんから手紙が来まして、間違っていることは発表しても構わない。この手紙の内容はコピーして鎌田さんにもお見せしましたけども、これについてどのようにお考えですか。

○議長（小松則明君） 埋蔵文化財調査課長。

○埋蔵文化財調査課長（鎌田精造君） 阿部議員さんのほうから先日その手紙をいただいて、読ませていただきました。残念ながら瀬川司男先生、この代官所発掘調査の責任者でございまして、平成25年4月に他界されたと、御逝去されたということで、内容については恐らく瀬川司男先生が書かれたものだろうと思っております。

見解は、瀬川司男先生の見解どおりということになるんですけども、ただその意図について、瀬川先生の見解、それに対してこの手紙を出された花石氏に対して何かの論文、論評で発表されても結構ですというふうな御検討をされていると。それはそれで当時の

瀬川司男先生のいろいろ聞き取り調査とか調べた結果の見解を述べたと。それに対して花石さんの見解を発表されても結構ですというふうに読ませていただきました。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） では私も見解を述べます。これに書かれてあること、学校つくるために代官所はここにはありませんでしたという報告書です。そしてその隣に代官所はありますということです。そしてそこに今度建物を建てようとする話が出てますけども、大変ですよとまず言います。ここにもしそういうふうに建てようとするならば、発掘調査は半端じゃないです。

それからここに書いてある中で、廃棄物の投げ込みと見られる層が入っている。こういうことがありました。確かにいろんなものがまざって年代測定ができない状態です。でも、それはなぜかといいますと、この地域は津波でそういうふうに攪拌される。そういうことを私も言いたかったですし、審議会を開いてほしいと言ったのに、開かなかったんです。なぜ廃棄物となったのか。いろんなものがごっちゃになっているから。でも、この時代物すごく大事に使う時代なんですよ。その中にデータがあるんです、新しいデータが。そういうものを捨てますか。私たち誰か亡くなって草履とかげたを死人と一緒に持ってきますけども、仏の功德といって持ってきます。そんなむだにはしません。当時ものがない時代にそういうことがありました。

それから、後藤家のものであって代官所ではないとしましたけども、後藤家は道路の関を挟んだ向こう側にあった。そういう図面があるわけです。そういう図面を見ないでこういう絵図とか図面がいっぱいあるの見ないで決めつけている。それを指摘して、瀬川先生もそれは間違いでしたと言っていました。であれば、これももう一度再考する必要があるんじゃないですか。

○議長（小松則明君） 教育長。

○教育長（伊藤正治君） 先ほど町長も答弁申し上げましたけども、やはり大槌代官所の発掘調査等につきましては、当時発掘された遺物、資料に基づいて総合的、客観的な観点から判断されたものであります。ですから、私はその時点では適切な報告書であった、報告だったと思っています。その時点ではと申し上げるのは、新たな客観的な、事実の現実で歴史が大きく変わるといことは、これはあり得る話です。そこはやはりきちっとした調査をした上で、今までの分はやっぱり、説は変えなければならないというのは、それは当然あり得る話です。

今の議員お話になっているところは、やはり私はこれは歴史認識とか歴史観にかかわる、根幹にかかわる考え方なんだろうなというふうに思います。およそ歴史上の事象を理解、解釈する際には、個人や国家スタンスといった歴史観が不可欠であります。全て歴史認識と呼ばれる、そういったものはそれぞれの歴史観のもとに認識されています。したがって、どのような歴史観を持って事象を見るかによって、その解釈は大きく変わってくるんです。歴史の見方を変えるもの。歴史観がある観点から事実を解釈するときの前提となる、そういった統一的な観点というものは、それは歴史家がそれぞれ固有の歴史観を持っているわけで、多分阿部議員もそうだと思うんですけども、多くの事実の中からあるものを選び出す選択の基準であるとか、事実を意味づける価値感ということは、やはり歴史観によって大きく異なるもの、異なって当然なわけです。

ですから、それぞれの歴史家が持っている人間観であるとか、社会観、国家観、道徳観、宗教観、文化観、世界観等の違いからくる歴史の史実の解釈の相違というのは、容易に一致させることはできないだろうと、そういうふうに思います。歴史家が自己の立場から事実をどう解釈するかは自由であって、その解釈が資料によって実証され、論理的に整合する限り私はそれは真だと思います。歴史の真実はただ1つではないだろうと、そういう意味で瀬川先生が間違っている、最後のところを考えるならば、何かの論文、論評で発表されても結構ですというのは、そういう観点から歴史家としての考え方から、それは出されているものだと思います。

この論争になれば、多分1時間2時間、1日2日かかると思いますので、この辺でやめます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） まず、大槌町のポータルサイトという刊行誌みたいなものですけども、大槌代官所跡ときちんと載ってますね。この中に、南部藩は代官所を25カ所置きました。三陸沿岸部は、宮古と大槌の2カ所でした。宮古の代官所は盛岡の海の玄関として重要でしたが、今は痕跡が残っておりません。

一方、大槌の代官所は小槌道を通して遠野に運ぶ塩や海産物の監視拠点として重要だったと思われますということで、大槌町にはちゃんと絵図もあるし、場所も特定できる。こういう沿岸では唯一の場所であるということをまずしっかり認識してください。

それから、この江戸時代に書かれた絵図の中に、この報告書では代官所の横に後藤家があったといいますけども、絵図の中には家はないんですよ。無理やりくっつけたとし

か思われぬ。確かにこの代官所の中からいろんな建物の跡が出てきた。代官所の中には牢屋もつくったんですよ。この建物は貧弱だから、民間のものだというそういう結論づけ、これはちょっとおかしいんじゃないかと思ひます。まずその図面を見て再考する。それで検証してほしひと思ひます。これは大槌町だけでなく、岩手県の遺産でもあるんですよ。南部藩。代官所跡は青森では復元してまひすよ。南部藩の領地の中にあつたんですけども、青森県では代官所を復元して、そして町民にそれを知らせてまひす。青森県3つあつたんですけど、そのうち何件か発見してまひす。

それで、この代官所、こういう発掘調査というのは非常に大変です。これもう一度聞きます。これこのまひす通してそのまひまでいいと思ひてまひすか。それとももう一度検証を加えますか、どうです。

○議長（小松則明君） 埋蔵文化財調査課長。

○埋蔵文化財調査課長（鎌田精造君） いずれ調査報告書として出された、発刊されたものです。検証といつても、実はこの庁舎が建つてゐる場所を発掘調査した場所なので、いずれもう遺構、遺物等はないとなくなつてゐると、焼失してゐるということで、なかなかこの検証というのはできないんだらうと思ひてござひます。

ただ、その報告書に關しては、この間の全員協議会でもお話ししてまひすけども、いづれ我々のほうの当時の調査で知る限りの情報をそこに収めたつもりでござひます。

○議長（小松則明君） 阿部俊作君。

○8番（阿部俊作君） はい、わかりました。これは、そうして調べたものが私たちにとつて、この地元に住む人間にとっては間違いがありますよということを指摘してござひます。ですから、そういう面をきちんとしてほしひ。これはね、大槌町だけじゃなく、この町の、岩手県の歴史にもかかわる重要なものですよ。これを出したことによつてこの町の歴史が變つてゐる。歴史家の問題だと言ひますけれども、その見方じゃなく、私たちがその昔に書かれた図面を見て、そして言つてゐるんです。感覚で後藤家がありました。ここは代官所ではありませんというのひ、ここに携つた人の、それこそ歴史観であつて、本当に史実をしっかりと見てほしひ。そういうことで花石さんを初めいづれいづれ…

○議長（小松則明君） 阿部俊作君の質問を終結いたしまひす。

2時まで休憩いたしまひす。

休 憩

午後1時52分

再開

午後2時00分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

東梅 守君の質問を許します。御登壇願います。

○7番（東梅 守君） 議長。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 新風会の東梅 守でございます。議長のお許しがありましたので、一般質問をさせていただきます。

初めに、さきの台風により被害を受けられた町民の方々にお見舞いを申し上げるとともに、宮古市、岩泉町でお亡くなりになった方々に御冥福をお祈りいたします。また、多くの被災された皆様にはお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、通告書に従い質問をいたします。

平野町長の政治姿勢について。平野町政になってから1年となりましたが、この間幾つかの場面で、声を荒げ大きな声を上げ町民に対し反論することがありました。このことは、町長としてまちづくりに対する強い思いがそうさせたのかと考えます。一方では、トップとして説明責任を果たすことが重要であり、懇切丁寧でなければならないと思いますが、このことについて町長としてどう考えているのかを伺います。

町長は「選択と集中」で全事業の見直しを図り、復興事業を早めるとのことでしたが、昨年12月には事業を見直すとかえって復興がおくれるものもあるとし、特にハード面の見直しはできないとし、復興事業を進めてきたところですが、赤浜・安渡地区の計画は見直しをしなければならなくなり、結果として復興は早まるどころかおくれることになりました。町長の言う「選択と集中」で復興を早めるとした根拠は何だったのかを伺います。過日の記者会見において、復興のおくれの責任について、国（復興庁）とは声を荒げやりとりをしたとしている点について、町長就任以来、国に一度も直接行っていないとのことですが、町長職は町のトップセールスを担っており、就任後いち早く国・県に出向き、町長の考えるまちづくりを訴えるべきと考えますが、町長の考えを伺います。よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を願います。町長。

○町長（平野公三君） 東梅 守議員の御質問にお答えをいたします。

まず、トップとしての説明責任についてお答えをいたします。

復興事業のみならず、行政運営の進捗状況や現状における問題・課題を踏査・把握し、今後の大槌町の発展につなげていくためには、町民への説明は大変重要であると考えております。時機を失さないよう、きめ細かな説明の場を設け、住民の方々との双方向での情報交流を図るとともに、町広報誌・町ホームページ及びマスメディアを通じた情報発信に取り組んでまいり所存であります。

次に、私の所信表明で述べた「選択と集中」で復興を早めるとした根拠や狙いについてお答えをいたします。町職員のマンパワーが限られる中、復興推進の名のもとに新たな業務が追加され、職員が業務をこなすのが精いっぱい疲弊している状況を見て、事業の「選択と集中」を進めなければ、実施した事業も中途半端になり、組織として業務遂行不能に陥ってしまいかねないという危機感を抱き、町長選に立候補いたしました。そして、町長選においては、「身の丈に合った、町民が安心して暮らせるまちづくり」を掲げ、そのためには、事業の「選択と集中」を進め、真に必要な事業に職員の力を集中させることが必要であると考えたところであります。

確かに、ハード整備は見直すことが復興事業のおくれにつながるとの判断から、現状を追認する形となりましたが、復興事業は、ハード整備以外にも復興のステージの変化に伴い、コミュニティーの活性化など、新たな課題が多くあり、こうした課題に職員を充てるなど、ハード、ソフトを含めた全体として復興をなし遂げられる体制の整備が急務であります。このため、事業に優先度をつける「事業検証」を実施し、「選択と集中」を行ったものであります。

次に、町長のトップセールスについてですが、国に対しては、大臣や政務官等の当町への訪問時など、機会を捉えて要望を行っており、県に対しても、8月18日に振興局を通じて県要望を行ったところであります。また、道路要望など他団体と共通する個別案件については、関係市町村や関係団体と合同で国に出向き、要望を行っているところであります。また、職員派遣をいただいている県内外自治体には、私みずから出向き、職員派遣の御礼と継続的な支援をお願いしているところであります。国においては、集中復興期間が終わり、復興・創生期間となる今年度からは、復興交付金の審査も一層厳しくなっています。今後においても、復興事業の進捗に合わせ、復興に関する問題・課題について、沿岸市町村復興期成同盟会や県町村会の国・県要望の際にも積極的に参加し、また、県選出国會議員に現状を説明するとともに、関係省庁にみずから出向き、当町の実情を訴え、問題・課題に取り組んでまいり所存であります。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 答弁書を私が先日いただいて、一番最初に感じたのは、極めてその内容に残念な思いでありました。加えて、何より先月2日の開会日、町長は一言も言葉を発しなかったことです。そればかりか、総務部長から台風被害の概要が報告され、民生部長からはワクチンの廃棄に関しての報告、そして謝罪の言葉がありました。床上浸水が相当数あり、その中には津波の被害を逃れ、家が残ったが、かさ上げ工事のためにその住宅の解体を余儀なくされ、仮設に入ったものの、今回は床上浸水の被害に遭い、そういった人たちが実際に、私たちの仲間の議員何人もその状況を確認しております。しかしながら、そうした人たちへのお見舞いの言葉すらない。これはどういうことなのか、甚だ疑問を抱かざるを得ませんでした。14日に再開した半日の議会冒頭、行政報告が行われたが、そこでもお見舞いの言葉は発せられないばかりか、就任1年の成果や課題、評価すら語られることはありませんでした。また、今年度の目玉でもある大槌町地方創生総合戦略や、大槌町人口ビジョンの取り組み状況、ワクチン管理の問題にも触れられてはおりませんでした。このことは、この1年町長が何をしてきたのか、総括して住民に、そして議会に示すべきではないのでしょうか。

そこでお尋ねをいたします。議会は、きょうの開会に当たっても議長はお見舞いの言葉を述べているし、まずそうしたお見舞いの言葉をこうした場で発言しないその真意と、1年の総括すらなかったことの原因について答弁をいただきたいと思います。それこそが、政治姿勢が問われることではないのかと思いますし、町民、そして議会を軽んじているのではないかとしか思えない。その辺についてきちんと答弁を願いたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 過日の台風10号のことにつきましては、きちんとその辺についてはこれからまとめていく形になろうかと思っておりますし、1年通じてという部分につきましては、過日の6月定例会においても、議員の皆様へ、1年にならないけれどもその総括について申し上げておりますので、そこで私は1年の部分を申し上げたと思っております。

また戻りますが、台風につきましてもそういう形ではまだ当初の部分ですので、まとめとしてこれから12月に向けての方向の中で、しっかりとその方向について話をしていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 被害にはまだ全部終わってないということもあって、後で述べたいということですが、本来であれば実際に被災された方々がいるわけですから、一言冒頭にお見舞いがあるべきなのではないのかなというふうに思います。ある政治家は不祥事などが露見したときには、事実に関し謝罪の弁を述べろ、そうすればまた一段落すると言ったそうですが、こういったことは謝罪すればよいという問題ではなく、やっぱり謝罪は単なる儀式でしかないという、そういうことを言う方もいます。なぜそうしたことが起きたのか、その原因は、対応は、解決策はどうするのかなど、多岐にわたる調査や精査が求められるはずであります。特に今回のワクチンの問題は、こういった類の1つではないのかなというふうに私は感じております。政治姿勢に関しては、その人の資質が問われることになると私は思いますが、首長としての資質はどうあるべきか、見識をお尋ねしたいと思います。お願いいたします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 私とすれば、時々課題・問題については率直にきちんと説明をしていく必要があるだろうと思います。特に、住民に対する問題・課題というのがあれば、やはり適時に説明をしていく必要があるだろうと、これは思います。内部でさまざまに抱え込んで、それをうやむやにってしまうということはあってはならないだろうと思います。

先ほど出ましたワクチンの関係につきましても、議会においての説明を行いながら、これからの対応について御説明を申し上げてきたところでありますので、やはり町民の方々に不安を抱かせないということがすごく必要ではないかなと思います。私の中ではやはり、きちんと物事に率直に向き合う。そして、きちんと説明をするということになります。もちろん問題・課題については、課題になった原因、そういうものを突き詰めながら、将来的にどうするのかということもしっかりと町民の方々にお話しする。その前にも議会の方々にもしっかりと説明をしていくと。説明責任というのをしっかりと政治戦略の中で、私は進めてまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 質問の中の説明責任というところでも、今、お答えをいただきましたが、ワクチンの問題は、先日の全員協議会でも説明をされましたけど、十分とは言えないところから、今回の議会に対して私は資料請求をさせていただきました。その資料請求の中身を見て、何らこの問題意識を持っていない内容に、正直がっかりいたしま



した。何よりその管理の問題が、責任の所在がはっきりされていないという、この問題。このことについて、責任という意味で、このことについて町長はどう考えているのか。あれからもう発覚してから約2カ月近くたっているわけです。それから、あのとき全員協議会で部長のほうから過去にもあったと。その過去の内容を見ると、平成26年3月となっています。このことについて、何ら対策が講じられてきてないという事実に対して、どう責任を、この説明責任を果たすのかをお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 説明責任があるからこそ、ああいう形で説明を申し上げたということになります。やはりそこで過去にあったことも含めて、きちんと説明をさせていただきました。それが本当だろうと思います。

また、資料請求につきましては、先ほど申しましたとおりあるかないかということですが、すけれども、ない状況ではありましたけれども、ある程度ペーパーに落とさせて資料提出をさせていただいておりますので、また、そのことがないようにという部分ですけれども、質問の中にそういうところはありませんので、資料に沿った形での、質問に合った形での資料請求の提出をさせていただきました。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） そこで、このワクチンに関する責任の所在という部分で、やっぱり町民の皆さんにお示しする必要があるんだろうと思います。この責任の、管理体制の責任の所在はどこにあるのか。その点1点お聞かせ願えることと、このワクチンの記録に対する保存というところで、同じ課内の人から私が聞き取りをしたところ、震災前には記録なしとしておりますけれども、震災前はきちっと記録していたという証言を得ています。この報告書の違いについて、この2点についてお尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 議員お尋ねの件でございますが、責任につきましては保健センター、ワクチンの接種の部分については、保健福祉課で担当しております。担当も含めまして、私が管理責任者ということの部分で、責任は痛感しております。今後、二度とこういったことがないように対応してまいりたいと思っております。

あと、資料提供させていただきました震災前後のワクチンの温度管理に関する記録保存の有無ということで、記録の保存については、記録は今持ってないということでの御回答をさせていただきました。議員お話のとおり、震災前につきましては須賀町の保健

センターのほうで、冷蔵庫の中で温度管理、記録もしていたということは聞いております。震災以降、寺野の保健センターになりましてから、温度管理の記録をとってないというところでの状況でございます。あくまでも資料の記録保存の有無ということでお聞きされたものですから、こういう回答でお答えしたところでございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） であるならば、ここに本来は震災によりなくなったもので、記録はございませんというふうに書かなければいけないもので、このまま見ると、何か震災前もワクチンの取り扱いをぞんざいにしていたというふうな、こっちは捉えてしまいますので、ぜひ訂正をお願いいたします。

それから、この保健福祉センターに関して私も現地を見に行ってきました。これは電気を使って記録されるものなんでしょうけど、あの建物に電気メーター、それから架線が引っ張られてないんですけど、どこから電気を持ってきているんでしょうか。もしかして地熱発電か何かでしょうか。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 議員お尋ねのとおり、保健センターの電気につきましては、後ろにありますトイレのほうから持ってきて、電気を引いております。震災当初、急遽対応しなければならぬということで、メーターについては建物に個別にということではなくて、そういった対応で今まで過ごしてきたところでございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 今の答弁聞くと、後ろのトイレから引っ張ってたって、これ電気料はどうなっていたんでしょうね。本来であれば、あそこは環境整備課かどこかで管理している建物ではないかと思うんですけど、課が違うのに電気料はどこが支払ってどうあれていたのか、メーターないとわからない実情があるということと、あの建物はセキュリティも入ってない。このワクチンを扱う場所としては不適切なのではないかなと私感じました。先日もとある病院で点滴薬剤にほかの物質が含まれるような事件があって亡くなられた方がいた。もし建物に誰かが侵入してワクチンにいたずらをしたらどうなるのかなど。そういうその管理の問題、体制、一からすごい問題あったのではないか。平成26年に問題があったときに、どうその対応をとろうとしたのか。その辺当時平野町長は総務部長であったかと思いますが、そのときの情報は共有されていて、どういう対策をとるといふふうになったのか、その辺わかればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） その当時のことは、ちょっと情報として私は共有できていませんでした。

○議長（小松則明君） 当局、あとはありませんか。副町長。

○副町長（澤舘和彦君） その当時はそういったことがあったという部分で、医療機関とそれから薬局だったですかね、そこら辺も一緒になったという部分で、それは大丈夫かどうかは確認したというふうには伺っておりました。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 何でこの大ケロのことに私はあえて、町長にもっといっぱい質問したいときにこのワクチンを挟んだかということ、このワクチンというのはやっぱり人の生命にかかわることということですよ。そして大槌町では子育てについて一生懸命支援しましょうよと、しやすい環境つくりましょうよと言ってるにもかかわらず、こういう事件が起きると、やっぱり子を持つ親にとって不信を抱かざるを得ない状況になるわけです。そして、この発覚してから約2カ月たつわけですけど、その間にどう対策をとってきたのか。まだまさかあの保健センターの中にあるということじゃないですよ。対策とられてきてると思うんですが、その辺について今後どうするのか。具体的にその辺をお示しいただかないと大槌町の子育てする世代は、やっぱり安心して大槌町で暮らすことはできませんよ。

それからもう1点言わせてもらえば、先日の全協で私が過去に接種した保護者の皆さんに謝罪文をお願いしますという話をして、町長はしますと答えました。あれからやっぱり時間がたってるわけです。その後どうなったか、その辺について、この2点についてお示してください。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 今後の対応ということで、ワクチンの保管場所につきましては役場内の非常電源の完備したところに保管を移しております。またワクチンの保存につきましては、自記温度計で温度管理をしておりますし、記録もその都度記録をして保管するようにしております。管理者につきましても、事務分担表で明記するとともに、担当者も当然明記する中で、責任体制については明確にしていきたいと思っております。あと事故防止マニュアルも作成しまして、適正な管理に努めてまいりたいと思っております。あと町民の皆様へのお知らせにつきましては、今言った再発防止策もまとめて、

早い段階でお知らせしていきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） あともう1点。これまでそのワクチンを接種した方への謝罪についての説明のところ、どうなっているか。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 済みません、謝罪も含めまして町の広報紙を活用してお知らせ、おわびさせていただきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 町長、今の件で部長は広報紙と言っておられますが、広報紙で済む話なんですか。私はそうは思わず、全協で求めたのはそういうことでは私はなかったのですが、その認識の違いなのかなと思うんですが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 実は、担当課からは子供たちの親という話がありました。私はそれは違うだろうと思いました。保護者ではないんです。お母さんもおじいちゃんもおばあちゃんもみんないるんですよ。ですから、それは単にその受けただけではないので、これまでのことも含めると、町民等しく情報共有する必要があると思いましたので、保護者だけが、もちろんそういうところの部分はい個別にあるかもしれませんが、町民等しく今の状況、役場の状況がこうであったと。そのためにこうしますよと。これから親になる人たちもいるわけですから、安心してワクチンができるよとということ、全町民に対してしっかりと広報するよとということ、指示をいたしました。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） であるならば、広報のページをさいてそれをやるのではなくて、別刷りの形で、はっきりとした形で、それを掲載していただくということを私は要望しておきます。

その中で、もう1点だけ。平成26年に同じような事故があったときに、開業医の先生、それから薬剤師の意見も参考に保管状態が保たれているとし、ワクチンの廃棄は行わなかったとされています。ワクチンの安全性というところを誰が保障したのか。誰が担保したのか。本当にこれで、この報告でいいのかどうか大変私疑問に思いました。その安全性というところでね。その点、安全性のことについてお聞かせを願えればというふう

に思います。

それから、これまでその管理体制が不十分にされてた中で、ワクチンを接種された方たちが、ちゃんとしたそのワクチンの能力が発揮されて、抗体がちゃんとあるのかどうかね、その辺の再検査をやる必要性はあるのではないのかなというふうにちょっと思ったものですから、その辺について、もし答弁があれば。

○議長（小松則明君） 民生部長。

○民生部長（千田邦博君） 議員お尋ねの件でございますが、ワクチンの温度管理につきましては5度で管理しております。それでそういったワクチンの必要不可欠な温度の状態、それと当時の停電の時間、それと外気温等も考慮して、先生、それと薬剤師の意見も聞いて総合的に判断して、ワクチンの廃棄は行わない、大丈夫だということ所で判断したところでございます。以上でございます。（「ワクチンの抗体について」の声あり）  
済みません、当然ワクチンの抗体につきましては、病院のほうで確認は、調べてはいただけます。

ただ、町といたしましては、26年の停電、2時間ほどあったこと、それと今回の7月のワクチンにつきましては、処分を行っているということで、温度管理についてはワクチンの温度管理を十分保った上で、子供の皆さんには十分きちとした形で接種しているものと考えております。当然ワクチンの接種について一番怖いことは副反応のことでございます。接種したところが腫れたりするとか、けいれんを起こしたりということで、そういったような副反応につきましては、町内の医療機関からの報告はございません。そういった中で、適切に接種はしていたと思っております。当然、接種された保護者の皆さんの中には不安に思っている方がいると思いますので、そういった保護者の方の声につきましては、役場のほうに御連絡いただくよう、おわび等のお知らせの中で周知して、個別に御相談に乗っていきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） ぜひ、二度と同じような問題が起こらないように、きちっとこの管理という部分では、これはたまたま、たまたまという言い方悪いですけど、ワクチンの問題ですけど、これはどこの部署の仕事においても言えることなんだろうと思います。ぜひそういう管理という点、それから町長にも求めている説明責任という点では、やっぱりきちとなされるべき。じゃなければ町民は、結局説明責任の説明の部分がおくれればおくれるほど、いろんなうわさが立ったりとか、余計な問題を生みかねないと思い

ますので、ぜひちゃんとお願いをしておきます。

この説明責任については、私も知る限りでは、説明責任を果たすべき立場にある人は、その立場にいるという役割と権限を持っています。ということで、平野町長、町長には町長という役割があり、その強大な権限があります。言い換えれば、説明責任とはその役割と権限についての的確に説明することだと思います。問題が起こったことに対し、どのようにその役割と権限を行使したか、執行したかということがやっぱり問われるんだと思います。

そこで、聞きたいことはいっぱいあるんですが、もう1点。過日の朝日新聞の報道について、町長は抗議したとありました。抗議したその具体的な内容と、それに対して朝日新聞はどのような対応だったのか、この場でお聞かせを願います。事前に議員にはその内容については知らされていますけど、町民の多くは知らないということもありますので、ここで答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 過日の朝日新聞の件でございますが、こちらにつきましては、町からの要望としては、誤解を招くような結論というかですね、書きぶりになっていたということがございましたので、それについて、今後適切な報道がなされるように申し入れをしたといったような内容でございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 新聞の記事は1面トップというね、全国版ということもあり、私のところにも多くの友人・知人から問い合わせがございました。こうしたことは大槌町に限ったことではなく、どこの市町村、町においても中心市街地ということで、同様のことが起きているのではないかなというふうに思っております。そうした記事を掲載することで、全国の自治体やあるいは国民に、対岸の火事ではなくまちづくりのイロハとして考えようと啓発していると、そう感想を言う友人もおりました。ただ、私は一番の問題は今回抗議したその誤解を招くというね、その数字的な部分であるとかではなく、私は逆に前副町長の発言のほうにちょっと問題意識を感じました。その内容は、「国や県の方針で津波で被災した市街地に公共施設が再建されなかったことも町の魅力を下げたのでは」というね、このくだりですよ。もし大槌町でこの復興計画を策定するとき、そういう国や県からの方針が示されていたのかどうか、その辺をお聞かせください。私の記憶では、復興計画を策定する各地区の協議会とかそういうところで、公共施設は市

街地にはつくられませんというような説明はなかったように思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） それは県からその1つの指針という中で出されてまして、それは災害危険区域において、例えば福祉施設等、そういったものを設置するのは、できるだけ避けたほうがいいのではないかなというような方針。要するに公共施設と言われましても、いろいろございます。例えば、大槌町においても例えば学校、そういった中では保護者の方々と協議した上で安全なところにつくってございますし、あとその主なものは今回の岩泉でもあったような、そういった震災時に弱者となるような方々の施設を町なかにつくることは、災害危険区域の中につくること、あるいは今回浸水した区域につくることというような条件の中です、そういった指針が出されて、それに基づいて、それは絶対というものではないんですけども、その指針というものが出されているのはそのとおりでございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） もしそういったことが実際にその復興協議会の中で、地域協議会の中できちっと示されて、町民に情報が共有されていたならば、また復興計画が別のありようがあったのではないのかなというふうに甚だ私疑問に思っております。もしこれが、もしですよ、ここに町方、旧町方に住もう、市街地形成しようというところに住もうと思ってた人たちが、もしそういう重要施設がもう外に行くんだよとなったときに、わかっていたなら、自分たちの住宅再建の目的が別の場所に移っていた可能性もあるのではないのかなというふうに、大変疑問を抱かざるを得ないんですが、一体その情報をどうして住民の間で共有されなかったのか、その責任はどこにあるのかをちょっとお尋ねします。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 大槌町においては、福祉施設というのは今回小規模多機能であった福祉協議会の部分が被災してございます。ただ、その中においても既に避難が終わってしまっていて、そういった部分についてはデイサービスであったり、あるいはその軽度の人たちでしたので、今回の被害には遭いませんでした。そういった中でいえば、大槌町では今回の福祉施設は、全てこの津波の浸水区域以外にあります。したがって、町民の間でそういった福祉施設を町なかにつくろうというような議論が成り立つこともな

いので、あえてそういったものを出す必要はないのかなというふうには思っていました。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 今のは福祉施設に限った話ですけど、例を挙げれば、例えば県立大槌病院は寺野に行きました。学校は高台の沢山地区のところに行きました。派出所も同じように向こうに行きました。そういった形で、ただ唯一郵便局だけは、あれは公的機関ではなくなったので、中心市街地形成の中に置かれるということですけども、そういう大きな部分が中心市街地から離れていったという現実があるわけです。だからこのことの、公共施設がなるべく県や国や復興庁のほうからそういう指針が示されているんですよということが住民に示されていたのであれば、もしかしたらもっと違う町の復興計画がつくられていた可能性もあるのかなと私大変残念に思ってるんです。そのことがつい先日の朝日新聞の報道の大水前副町長の、前副町長のそのコメントの中で「えっ」と思ってしまった部分なわけです。問題があるとしたらここなのではないのかなというふうに私は思ったわけです。何でこのことが情報共有されなかったんだろうと、すごい残念でなりませんけど、そのことについて何か町長コメントありませんか。

○議長（小松則明君） 復興局長。

○復興局長（那須 智君） 前副町長が何を指してそう申し上げたかわかりませんが、国からそういった指針は全く出てございません。今言ったように、県の中ではそういった福祉施設とかについては、できるだけ浸水区域を避けたほうがいいじゃないかと出ていますが、例えばその派出所をつくらないとか、病院をつくらないとか学校をつくらないとか、そういったものは当然まちづくりで町民が考えることでございます。それに対して国が指示するという事は全く、これは地方分権に反することではございまして、そういったことは全くございません。前町長が何を言ってそう言ったのか、非常に真意はわかりかねるところでございます。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） であるならば、やっぱり抗議をすべきはその部分だったのではないかなと。何を根拠にそういう、例えば今ここで議論になるような、問題提起になるようなコメントを発したかをやっぱり問題視しなければいけないのではなかったのかなと、私はそう思います。ということで、ぜひその事実関係を前副町長に、今答弁は復興局長が答えられたので、ぜひ那須復興局長のほうからコメントの真意を求めて私のほうに報



告をお願いしたいと思います。

続けていきたいと思います。この復興に関して、町長は「選択と集中」という言葉を使い、選挙に当選をされております。実際、事業の見直しによる結果を見ても、事業検証し、それが復興を早めることにつながったという事実はどこにあるのか。まずこれへの答弁をお願いいたします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 「選択と集中」ということで、今まで積み上げてきた事務事業について見直しをかけたということになりますから、事業数にすれば数が減ったということになりますし、さまざまな国・県の事業がどういつながりになっているのか精査をしたということになりますから、きちんとその辺は、事務事業を進める職員のマンパワーの関係からすれば、きちっとそれは「選択と集中」が図られたということになりますし、第3期における計画においても、それを踏襲してまいりたいと思っております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） ただ、「選択と集中」で見直しを図ってランクづけをしたというところまではよかったんですが、そのことが復興を早める要因にはなっていないというね、結果が現実として今あるわけです。このことが正直言って問題なのではないのかなと私は思っております。その「選択と集中」で復興を早めると訴えたその具体的な方策です。そのランクづけしたから早くなる。結局1年間たって、12月に見直しの結果を発表して、この10カ月、9カ月間やってきて、結局その変更せざるを得なかったいろんな状況を考えると、早まることはないというふうに私は感じているわけです、正直な話。そのことが町民にとっては大変平野町長にがっかりしてるわけではないのかなというふうに私は思うわけです。ぜひ、ここでできればその方策をきちっと示して、今後の平野町長のまちづくり、こうやっていくから、ぜひ町民の皆さんも一緒にやりませんかというね、メッセージが必要なのではないかと思うんですが、その辺の方策についてお願いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 「選択と集中」の中であるものが動いてますので、その動きをある程度止めながらじっくり考えていかなきゃならないと思います。あるものが、前町長の計画されたさまざまな事務事業がありますので、今私の変わった部分で、ゆっくりとですけれども、確実に私は進むと思います。

今回の第3期においても、前の整理をしたものとプラスアルファで今現実に復興の中で見えてきているさまざまな課題・問題につきましては、これから進むだろうと。1年の中で、私が昨年12月に出したことで急速な動きになる、そういうことにはならないと思います。私に与えられたのは4年であります。4年の中で、また確実に復興を進めていくことは私の責任だと思いますから、きちんと見ていただければ、2年目はもっと早くなりますし、3年目についてはきちんとそれが成果として出るものですので、町民の方々にはさまざまな形で御不満もあるだろうし、さまざまに不安もあるでしょうが、しっかり見ていただいて、私とすれば復興に係るさまざまな事務事業については、機会あるごとに町民の方々に御説明申していきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 今初めてこれから進むんだという町長の説明がありました。このことがやっぱり町民に知らされるということが重要なんだと思います。でなければ、私が考えるように何全然進まねえだら。かえって遅くなってっだらと。こういう話になりかねない。やっぱりそのどう進むかを具体的に方策として示しながらやっていくのが大事なんだろうというふうに思います。特に、一部の町民の方から私聞かれました。町長が記者会見で「選択と集中」は自分への戒めであるんだというコメントを出したと。自分への戒めとはどういうことなんだと。ちょっとこのことについて、恐らく私に質問された方がもしかするとテレビで見ているかもしれませんので、お答えを願います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 町長になりまして、全ての事務事業に対して目を配ることができました。進んでいないところ、問題となること。それにつきまして、やはり今整理をしている中で自分が思うこととお話する、やりたいと思うことをやるということは事務事業をふやすということになります。整理もしていない状況の中で新たな私の考えを出すということは、すごく混乱を招くと。私とすれば、自分の思いを政策の中に位置づけたいとは思いますが、行政の継続性から考えますと、それを急激に変えることというのは大変、最終的には町民の方々に御負担をかけることになるだろうという思いがございます。

そういう中で、1年がたちました。ある程度のものが見えて落ち着いてきております。私とすれば、第3期、2年ありますけれども、その中に私なりのまちづくりの思いを詰め込んでいきたいと思いますが、それにつけてもやはり今ある事務事業についてはしっ

かりと精査をして、必要なかどうか、今実際にいる職員たちの中でできるんだろうか、そうでなければ誰かに手伝ってもらわなきゃならないのだろうか、そういうことを冷静に考えなきゃならないと思います。心の中は燃えています、やる気で。このやる気を思い切り出した場合は、大変町全体として、また事務事業として混乱を招くという思いの中で、私の中でもきちんと「選択と集中」だという思いでそういう発言をさせていただきました。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 大変私にはちょっと難しくて理解できなかったんですが、これまで前町長の仕事を一気に変えるということではできず、きちっと整理した上でという話でしたが、正直な話、いきなり平野町長はこの場にいるわけではなくて、前町長時代からこの場において、ずっと事業と一緒に進めてきて、なおかつその中で、いろんなその問題点を自分なりに思っていたはずと私は理解しています。そういったいろんな問題点に関して、一つ一つ整理を進めてということなんだろうと思います。先ほどこれから進むんだよという町長の答弁を私は信じたいと思います。ぜひその大槌町の復興がいい形で早まることを期待いたします。町長はトップですので、このトップセールスというところでも質問をさせていただきますけども、過日の大槌新聞、これもまた大槌新聞です。国等へ要望に行くにはそれなりのものを持っていかなければいけないというコメントが出されていました。それなりのものというのは何を指すのかをお答えください。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） やはり、国・県に対して要望していくということは、町としての覚悟を持っていかなきゃならないということでもあります。ですから、上辺だけの、これをしてくださいということではなくて、きちんと町としての覚悟を示す。それは決して行政だけではなく、議会の理解をいただきながら進める必要があるだろうと思いますので、さっき言いましたとおり、行って話がつくわけではなくて、しっかりとその思いのたけを国・県へしっかり話できる。そしてどんな困難があっても、それをやり抜くんだという強い意志を持たなければならないということでお話しさせていただきました。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） この復興事業を進めるに当たって、やっぱり一番大事なのはトップセールスの部分に係ってくるんだろうと私は思います。特に、町長が答弁でおっしゃっているように、今年度からは復興交付金の審査も一層厳しくなっている。この厳し

くなっている状況の中で、これまでやろうとした事業が見直しをかけられる可能性もある。そうしたときに必要と思って立てた計画。こういったものがやっぱりその見直しをかけてだめになることにならないように。やっぱりこれはトップセールスの力だと思うんですね。このことをやっぱりいち早く役場内で情報共有することで、実現に向けた取り組みというところでは、やっぱりトップセールスとして国に訴えていかなければいけないだろうと。必要としてとった予算です。これはきっちり使うということが大事だと思いますので、その辺のトップセールスとしての意識を伺う中で、実は大変残念に思ったのが1点あります。

9月16日の新聞の中で、市町村長の動向・日程というところを見て、これは台風10号被害のあった後でもあります。当町の町長だけが町外に出られていた。他の首長さんたちが台風被害の対応であったり、議会であったりとかという中で町長は、その新聞の書き方が悪いのかどうかわかりませんが、「恵比寿麦酒祭り」となっていたんです。私びっくりしたんです。これ、この今災害が起きている状況の中で、議会を延長してまでやっている中で、「麦酒祭り」とは一体どういうことだと。これはトップセールスとして行かなければいけなかったものなのかどうかね、その点についてちょっとお伺いをいたします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 私は、県外に出ることはトップセールスだと思ってます。確かに「麦酒祭り」なんですけれども、サッポロホールディングスの方々には大いに御支援をいただいております。祭りに行って酒を飲んでるわけではございません。お礼に上がりました。出てきたのは女川の町長であります。その方と2人で挨拶をさせていただきました。「麦酒祭り」で飲んだ代金を全部復興支援ということで集めていただいているのであります。確かに「麦酒祭り」ですけれども、そういう趣旨のところでありまして、当町の子供たちに対してしっかりと支援をしていくとお約束をした件で、私は行ってまいりました。決して、その祭りということでしょうけれども、決して自分に恥じることではございません。しっかりと私は、この何年かサッポロビールさんが大槌町の子供たちに支援をしていただくというお礼も含めて、またそれに賛同する、ビール会に集まっていた都民の方々に対しても、お礼の言葉をさせていただきましたので、そう御理解をいただきたいと思っております。

とにかく誤解を招くような町長日程の部分については、しっかりと担当者のほうに指

示をいたします。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 全くそのとおりです。だからその「麦酒祭り」と書いてあると、誰が見てもお祭りを見に行っているのか、参加してるのかというふうに思ってしまうんです。だから、このことがやっぱり大事になってきて、これを誰も聞かなければ、恐らくあの新聞を見た町民の方は、何だおらほの町長ビール飲みさ行ってらのかと思ってしまいうわけです。今初めて町長が説明したことによって、初めて明らかになります。「恵比寿麦酒祭り」は、私も存じ上げております。サッポロホールディングさんは、私がかかわっているカタリバの大槌臨学舎にも大変な、多大な支援をいただいております。そういうことから、私は理解をしておりました。ただ、副町長もいたし、恐らく危機管理室長もいたことだと思いますが、当時はまだ町の災害警戒本部設置中でもありました。そういった中で果たしてどうなのかなというふうには私は考えたわけです。もし、可能なのであれば、代理でどなたかが行くことが望ましかったのではないのかなというふうには私は感じたわけです。その辺について何かあれば。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 全ての状況を把握しながら私が出て行きました。相手方のこともそうなのですが、やはりこれからのこと、さまざまなことを考えますと、私自身が出て行くことが一番いいだろうということを考えました。もちろん後のことにつきましては、きちんと副町長なり各部長なりがおりますので、指示をしながら、いざ有事の際にはいつでも戻れるような状況をつくっておりますので、心配なくその部分では、でもとんぼ返りする形でその日のうちに帰ってきたはずです。私は。ですから、その日のうちに帰ってこれるような状況ですので、ぜひその辺は御理解いただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 今の答弁のように万全を期してということではありますが、やはりそこは町民に誤解を招かないような形で、その行動があるべきというふうには思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

それから、先日の全員協議会で三枚堂の住宅がおくれるという問題がありました。この会議録を見ますと、町長は憤りを感じているとし、その日の夜の説明会には知事も出てほしいと話したというふうだね、話しました。全員協議会でも同じように、知事にここに来て話してほしいかという部分がありましたが、三枚堂の説明会のときには、私

は地元での会議があり出席できかねて見ておりませんが、同僚議員、出席した議員からその説明会では全員協議会のような発言は行われなかったというふうに聞きました。また、住民からは諦めの声が漏れたとも聞いております。先ほどの説明責任のところで話したように、首長にはその果たすべき役割等的確に行使すべき権限があるわけです。それを怠っているとすると、この1年間本当に何をしてきたのかと言われかねないような状況にあるわけです。このことはやっぱり本当に知事に来てほしかったというのであれば、本当にそのことを知事に町長はその後でも伝えたのかどうか、その辺についてお聞かせください。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 私の気持ちとすれば、やはりトップなるもの、そのおくれに対する責任があるだろうという思いでございます。やはり副知事なり、知事が来て説明してほしいとの思いはございます。しかしながら、さまざまに事情があるものと承知をします。その声を聞いて、本来ならば担当課長で来たものが、副部長が来て話をしてまいりました。それはそれとしてしっかりと受けとめる必要があるだろうと思います。あの会議はどこまでも県主催でありますので、その場において私はその話はしませんでしたけれども、十分に私の真意はマスコミ等を通じて副知事または知事まで伝わっていると思います。しっかりと復興の中で、県として、やはりやるものはぜひしっかりとやってほしいというメッセージは十分に伝わったものと思っております。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） 伝わったということであればいいですけども、ただ単にやっぱり首長たるものが県知事がここに来て、説明を云々かんぬんとか、そういうことではないのではないのかなというふうに私は感じるわけです。本来、三枚堂の計画を立てたときに、事前にここの場所はどういう場所なのか、やっぱり情報共有がなされていなかったのが今回の復興のその三枚堂のおくれの唯一の原因だったのではないのかなというふうに思います。やっぱり県のこれは役割だからで、県に重く任せ過ぎというところがあるのではないのかなと。情報共有しながら、大槌町が出せるものは出すという姿勢で、そして今どうなったのやという確認。このことがなされていればこんな問題にはならなかったのではないのかなというふうに私は思っております。特に、この復興事業に関しては多岐にわたる事業が行われているわけです。特に住宅地に関しては、まだまだこれからという点があります。当然工事のおくれについても、発注して終わりではないは

ずなんです。必ず途中経過で業者とのやりとりが必要なのではないのかなど。本当に期間までにできるのかどうか。ちゃんと人は確保できているのか、または資材は確保できているのか。いろんなことについて情報共有しながら、協力できるところは協力しながら進めないと、やもすると、ちょっと今言いたかったことを言うと問題がありますからやめますが、いい仕事をしてもらう意味でも、それぞれの部署が業者としっかり意思の疎通を図りながらやるのが復興が早まる1つの大切な部分、おくれの原因をつくるという意味でね、問題解決に一つ一つ当たってほしいと思います。

その件に関しても、もし町長、この今やってる住宅の再建予定地並びに復興住宅に関して、工事に関する町長のこのおくれないというね、おくれさせないという、これからは早めるんだという、その思いの部分でどう具体的に進めていくのかね、最後にお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 今の部分からすれば、県との連携なり情報共有ということになるんでしょうけれども、単に災害公営住宅のことだけではなくて、水門にしろ、防潮堤にしろ、道路にしろ、さまざまところで県とのつながりがございます。決して県がやる事業だということではなくて、きちんと復興を進める中では情報共有して、また的確に、県の事業であっても説明会を開いて住民の方々にその進捗状況をお知らせするという取り組みが必要だと思います。しっかりとその辺はやっていきたいと思います。1日も早い復興ということで抱えてやっております。それでいながら再建がおくれるような状況をつくっているということについては、大変申しわけなく思っておりますが、しっかりとその辺は管理をしていきたいと思います。

○議長（小松則明君） 東梅 守君。

○7番（東梅 守君） もっともっと町長には説明をしてもらいたい部分はあるんですけども、時間が来てしまいましたので、ここで私の一般質問は終わりたいと思います。

特にもこれから寒さが厳しくなってくる季節に入ってきました、町民の皆様初め担当部局の職員の皆様にも健康には留意されて、1日も早い復興のために御努力をお願いしたいと思います。

これで私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小松則明君） 先ほどの三枚堂の住宅の件ですけども、副知事と私と町長が会う機会がありまして、そのときに副知事のほうから、この前の件に関してはということで、

副知事もちゃんとわかっていたということをお伝えしておきます。

では、東梅 守君の質問を終結いたします。

さて、冒頭に申し上げましたとおり、この後一般社団法人岩手県漁港漁村協会による台風10号による被害調査が、同協会会長鈴木俊一衆議院議員も同席され、午後3時から実施されます。議会といたしましてもその調査に出席いたしますので、午後3時35分まで休憩いたします。

休 憩 午後3時01分

○

再 開 午後3時35分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

佐々木慶一君の質問を許します。発言席へどうぞ。

○1番（佐々木慶一君） 議長。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 創生会の佐々木慶一でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきます。

まずは、さきの台風10号により岩泉町の高齢者施設を中心に、多くの犠牲者が出たことに対し、心から御冥福をお祈りいたします。また、大槌町内でも、住居・家財を中心に多くの被害が出たことに対し、被災された方々には心よりお見舞い申し上げます。

自然の恵みとともに生活している私たちではありますが、東日本大震災を初めとし、4月に発生した熊本地震、8月の台風10号と、私たちは自然の脅威とも背中合わせで生活していることも認識しなければならないことを改めて感じさせられました。また、それとともに自助として、住民みずからが防災意識を持ち続けること。共助として、避難訓練等においてお互いができることを確認しておくこと。そして、有事の瞬間には機能しにくい公助に対して、平常時からどのような対策を行っておくかを住民と行政との話し合いにより確認しておくことの重要性を改めて感じさせられたところです。

それでは、通告に従いまして一般質問に入らせていただきます。

まず1つ目ですけれども、震災から5年半が経過した現在の、行方不明者・遺族に対する課題、再建希望者に対する課題についてでございます。

東日本大震災から5年半の時間が経過しましたが、この時間をもう5年半もたってしまったのかと捉える人も、まだ5年半しかたっていないのかと捉える人もいると思いま



す。肉親・知人を亡くされた方々にとっても複雑な思いがあるものと察します。また、いまだに応急仮設住宅で生活をされている方々も、5年半の長さに疲れ果てたという声もよく耳にします。

そこで、震災から5年半が経過した現在の、行方不明者・遺族に対する課題、再建希望者に対する課題について伺います。

(1) 行方不明者が多い大槌町として、今後の搜索のあり方はどのように考えているのか。

(2) DNA鑑定により身元判明するケースは、月日を経るごとに減少しているように感じます。役場の担当業務ではないにしろ、待っている遺族の心情をおもんぱかるとき、どのような進行状況であるのかの情報が一切示されていないことの現実と、現状打破をどのように考えているのか。

(3) 宅地整備のおくれは、いかなる理由があるにせよゆゆしき課題であり、住民も一体となって考えるべきものであると認識しております。一方、再建がおくれることで、種々の影響が懸念されます。再建予定者への影響の有無とその対応はどのように考えるか。また、宅地整備が大幅におくれた場合でも、資金援助等は担保されているのかということです。

2つ目として、震災遺構としての旧役場庁舎の扱いでございます。

旧役場庁舎の扱いについては、昨年10月に「町としての活用方針と保存または解体に向けた検討・調整を行う」との町長の所信表明がありました。その後、解体に賛成か反対かの意見が飛び交い、本来進めなければならない復興後の「まちづくり」から乖離していったことから、12月に町議会の東日本大震災復興まちづくり特別委員会として、委員長のもとで議員全員一致で本件を平成27年12月の定例会へ提出することの持ち越しを求める意見書を提出しました。その後、ことしの7月4日に行われた議会全員協議会での町長の発言を踏まえて伺います。

(1) 大槌町長として、旧役場庁舎の取り扱いの考え方、結論を出すプロセス・手法をどのように考えているか。

(2) 保存・解体それぞれ自分の考えを主張するだけでなく、両方の考え方を理解した上で結論を導き出すべきと考えるが、どうでしょうか。

(3) 実際、一方の考え方だけに固執して、反対側の考え方を理解しようとしないうちに問題があるように思います。最終的に意見を統一することは難しいと思いますが、

少なくとも相対する考え方を理解することが、最終結論が出た後で町を二分することを避けることにつながると考えますが、見解を求めます。

3つ目についてです。地域復興協議会のあり方についてです。

震災後の町民の関心事は「どこに住めるか」が重要であったため、公共施設、町並み、景観、コミュニティー等に意識は向かず、地域復興協議会の存在意義は認知されなかったと認識しております。どこに住むかが見えてきた今こそ、居住地以外のまちづくりが重要となってくると思われるし、住民のまちづくりへの意識も向いてくると思われます。

人が少なくなり、町並みも寂しくなりそうな状況にある今こそ、住民参加型のまちづくり議論が必要と思われませんが、どのようにお考えでしょうか。

以上、御答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（小松則明君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（平野公三君） 佐々木慶一議員の御質問にお答えをいたします。

まず、行方不明者の数がいまだ400人を超える状況につきましては、1日でも早く、1人でも多くの方が御家族のもとに帰られることを切に願っているところであります。そのためにも、本年捜索を実施している組織、釜石警察署、釜石海上保安部に集まっていただき、連絡調整会議を開き、より効果的な捜索のあり方についての意見や情報の交換を行ったところであります。

9月11日の月命日に予定しておりました、岩手県警で実施する大規模捜索に消防署や消防団も加わった集中的な捜索活動は、台風10号による災害対策のため中止となりましたが、今後も関係機関の連携を密にし、大規模な合同捜索の実施に向けて調整を進めてまいります。

次に、行方不明者の身元判定に関しましては、御質問にありましたとおり、警察署所管の業務であります。警察側で把握している身元不明者の数は58体、うち大槌町内、大槌湾内で発見された数は36体であります。

警察署では身元の早期発見に向け、ホームページで行方不明者に関する情報を公開して協力を求めるとともに、身内の方へDNA鑑定の依頼を行っているとのことでありま。また、町としては、1人でも多くの犠牲者が家族のもとに帰れるように、DNA鑑定への協力について広報等を通じて周知を図ってまいります。

次に、再建がおくれることによる影響の有無とその対策についてですが、先般開催した安渡地区、赤浜地区の地域復興まちづくり懇談会の際でも、再建予定者の方々から宅

地整備のおくれに対するさまざまな御懸念や御批判をいただいたところであります。

当然のことながら、事業のおくれは、1日も早く再建を希望されている皆様に精神的な御負担をおかけするだけではなく、既に建築計画を進めておられる方にとっては、工事発注スケジュールや資金調達計画などに影響が出ることも考えられます。そのため、施工業者などと綿密に調整しながら、必要な資材、要員を確保し、工事のおくれが生じないように、工程管理をしっかりと行ってまいります。

また、まちづくり懇談会において、情報提供が不十分であること、タイミングが遅いといった御意見も多くありました。そのため、工事の進捗状況やスケジュールなどについて、地域ごとあるいは団地ごとに説明会を開催するほか、広報媒体を使って小まめに情報発信するなど、丁寧できめの細かい情報提供に心がけてまいります。

次に、宅地整備が大幅におくれた場合の資金援助等についてですが、再建に係る支援金や補助金は、国・県・町それぞれから支給されておりますが、現状では申請期間が平成30年度に定められているものもあり、かねてより期限の延長について関係省庁へ要望しております。

先般のまちづくり懇談会でもお答えいたしましたとおり、再建先の整備のおくれに伴い、被災者の再建支援に不公平が生じることは避けなければならないと考えており、国・県の支援制度が終了した場合でも、町として再建支援を継続する考えであります。こうした事態が生じることのないよう、国・県に強く要望していくとともに、繰り返しになりますが、事業のおくれを最小限にするよう努めてまいります。

次に、震災遺構としての旧役場庁舎の取り扱いについてお答えをします。

まず、旧役場庁舎の考え方、結論を出すプロセス・手法についてですが、旧役場庁舎については、昨年度、町として解体の方針を示すとともに、関係者との懇談会や意見交換会を開催し、住民の意見を確認したところであり、意見交換会等の住民意見や有識者の意向を踏まえて、改めて旧庁舎解体の方針を固めたものであります。

昨年の12月議会においては、旧庁舎解体の予算の議会提案を持ち越すべきとの意見書にある「先に成すべきこと」の方針を受けて、意見書に対する誠意を尽くすものとして、身元不明者納骨施設などの祈りの場の整備や、震災検証に取り組んできたものであります。このことは、旧庁舎の解体方針を白紙にしたものではなく、旧役場庁舎については、町として既に解体の方針を示していることから、説明の場を設けることはあっても、議論の場を設けることはしないつもりであります。

次に、保存・解体の考え方の理解についてですが、解体すべきとの公約に有権者の賛同を得て当選した私としては、1日も早く解体したいと考えているところでありますが、町長就任後、保存・解体双方の意見を確認し、その上で最終的な方針を示すべきであると考え、昨年度、住民懇談会や有識者との意見交換会を通じて、それぞれの主張の根拠について確認したものであります。

このため、旧役場庁舎を震災遺構として残すことによる、実物にインパクトや明確に震災の記録を後世に残すことにつながるという主張も理解をしております。また一方、解体を求める住民感情も理解をしております。

議員御承知のように、4月に開催された東日本大震災復興まちづくり特別委員会の中間報告においても、庁舎解体への賛成・反対のそれぞれの意見が分かれているところであり、多くの出席者が解体すべしとの記述もありました。

旧役場庁舎は、震災直後からの課題であり、旧役場庁舎保存請願の2回にわたる不採択、平成24年度の大槌町旧役場庁舎検討委員会の開催等の経過を踏まえれば、解体・保存のどちらの方針を提示しても、町民全体の賛成を得ることは極めて難しい課題であると考えています。私は、中心市街地、その周辺の活性化と一体的な復興まちづくりには、旧役場庁舎は活用したくないと考えております。旧役場庁舎を解体しても、東日本大震災津波の恐ろしさや教訓を後世に語り、伝えるためアーカイブ事業を進めることとしております。

これまでお話ししてきたとおり、旧役場庁舎の取り扱いは私の町長任期中に決着すべき課題であると考えており、東日本大震災復興まちづくり特別委員会の最終報告の取りまとめの状況を踏まえながら、旧役場庁舎解体に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、地域復興協議会についてお答えをいたします。

地域復興協議会は、震災により従来の自治会組織も壊滅状態になったこともあり、大槌町災害復興基本条例第9条（地域復興協議会の設置）及び大槌町地域復興協議会運営規則第4条（協議事項）に基づき、本来的には復興基本計画や実施計画の策定を進める過程で、住民との合意形成を図るための組織として設置されたものであり、主としてハード整備をどのように行うかについて、ワークショップを重ねながら、地域住民の意見を聞く場として機能してきたところであります。

しかしながら、昨年度は住民の意見を踏まえて整備が進む段階に復興のステージが変

わっていく中、検討する話題もコミュニティー形成や地域活性化の議論が中心となってきたところであります。

このように、復興のステージの変化に伴う新たな課題に対応するため、本年度からコミュニティ総合支援室を設置し、コミュニティー形成に関する諸課題を専門的に担うこととしたところであります。

本年度は、第3期復興計画実施計画（発展期）を策定することから、地域復興協議会を通じて、復興事業に係る住民説明を開催する予定であり、計画全体を策定していく中で、住民の意見を反映したまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

なお、地域復興協議会は、冒頭で述べさせていただいたとおり、復興に係る計画を策定する過程で、住民との合意形成を図るための組織であることから、計画の策定が終了した段階で一定の役割を終えるものと考えており、計画策定後の各種事業の進捗状況説明は、まちづくり懇談会等の住民説明会の場を活用したいと考えております。

また、地域活動は、コミュニティー形成が進みにつれ、各地域に自治会が設立されることが期待されますので、今後は、地域復興協議会に代わり自治会が中心的な役割を果たすことから、こうした活動を支援し、住民の自治力を高めてまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 再質問を許します。佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） それでは、答弁いただいた順に再質問に入らせていただきます。

まず震災から5年半が経過する現在でも、月命日には警察の方々による行方不明者の搜索、活動等の様子がマスコミを通じて報道されていますけれども、行方不明者がいる御遺族としては、かすかな希望を持たれてそういった活動を見つめていることと思います。しかしながら、震災から5年半を経過して、あのような搜索方法が果たして有効なのかという声もよく耳にします。

この点を踏まえてお伺いしたいと思います。答弁の中で述べられていました釜石警察署、海上保安部との連絡調整会議で話し合われた効果的な搜索のあり方というのはどういうものだったのでしょうか。

それから、9月11日の月命日に予定しておりました大規模で集中的な搜索活動とはどういったものなのか、御説明いただきたいと思えます。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） お答えいたします。

効果的な捜索に関しましては、今まで海上保安部、あるいは岩手県警察釜石警察署のほうで、組織としては独自に、こういった方法の捜索をするかというのを都度検討してですね、捜索を実施しておりました。

やはり、より効果的というか1日も早い行方不明者の解消といいますか、発見というのを進めていく上では、やはりそれぞれ関係機関等でさまざまな情報交換を進めていくべきではないかということで、連絡調整会議というのを立ち上げております。具体的には、例えばその海上での捜索にあっては潮の流れ、湾内の潮の流れによってどこで特にその潮だまりといいますか、そういった場所がどこのエリアにあって、その部分を捜索すればひょっとしたら遺留品であるとか、何かしらのものが見つかるのではないかというふうなのを内部のほうで協議をするというふうな話し合いをしております。

あともう一つは、9.11の大規模な合同捜索に関しましては、岩手県警察のほうで月命日に実施をするということで、可能であれば防災の部分の担当も含めて、一緒に捜索できないかというふうな話がございましたので、今回のこの連絡調整会議のほうで陸上の部隊、あとは海上、あとは海中の部分に関しては、消防のほうでも組織してます水難救助の部門のレスキューのほうで湾内を水中捜索したらどうかというふうな形で計画をしておりました。以上です。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 集中的な捜索、効果的な捜索ということでいろいろ関係機関は検討されていると思いますけれども、そういった視点でいろいろ検討している中、実際にそういった活動をしている中で、特に月命日を中心としたそういった活動、毎月、小規模ではあるかもしれませんが、少しずつ捜索をしていると思いますけれども、そういった結果、そういった捜索の結果によって、例えばここ1、2年の間に新たな遺骨が発見されたとか、遺品が発見されたというような情報は大槌町のほうには入ってるんでしょうか。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） 町内におきましては、今質問ありました期間の中ではありません。ただちょっと私の記憶もあれですが、骨らしきものが発見されたということで、それに関しましては大槌交番のほうに提出をされたという情報はありますが、それが果たして人間の骨であるかというのはちょっと確認はとっておりませんし、報告もまだいただいております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 冒頭でちょっと申し述べたとおり、今のような月命日に限った活動が本当に効果的なのかどうかという視点で見たときに、このまま継続していくことに実質意味があるのかなという疑念の思いは皆持っているかと思います。

そういった意味で、例えばほかの地域では、超音波を利用したの船上での、人の発見は難しいかもしれませんが、車両を見つけ出そうとか、そういった動きはできると言うんですけども、行方不明者が400人を超えると、ほかの地域に比べても非常に多い人数だと思います。そういった行方不明者を抱える大槌町だからこそ、海岸線だけの捜索とかいう形じゃなくて、捜索自体も早い時期に広範囲に行えるような働きかけを、これは町単独ではできないかと思うので、国なり県なりに働きかけていくということ、できるだけ早い時期にやったほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、そういった意向は町としてはございませんでしょうか。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） 現在岩手県警察のほうで月命日に捜索をしているのは、やはりその震災後に警察サイドのほうでは行方不明者全員を見つけるという職命の中の思いの中で、現在まで継続を、捜索を毎月1回していただいておりますし、海上保安庁にあっても毎月ではありませんが、月命日の日に合わせて海上での捜索を行っていただいているところであります。

実際の捜索に関しましては、やはり先ほど町長のほうでも答弁したとおり、警察あるいは保安庁等の組織でしかできないところであり、行政のほうとすればそれをサポートするという立ち位置であります。今、佐々木議員の御意見のとおり、やはり今までどおりの捜索以外の方法も今後実施が可能かどうかというのは、関係機関が集まった中での連絡調整会議の中で、再度当方としても提案をして実現に向けた形で進めていきたいなと、このように考えております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） はい、その辺はぜひ進めていただきたいと思いますが、いまだに身元不明の御遺体が58体あるということで、身元確認の有効な方法はDNA鑑定だと思います。町としても引き続きこの御遺族へのDNAの鑑定の御協力を働きかけていただきたいと思います。残された遺族が高齢である場合に、新たな御遺体が発見されてもこのDNA鑑定すらできなくなるという可能性がありますので、広報等によつての

周知だけじゃなくて、御遺族に直接連絡して、まだ鑑定をされてない御遺族がいるのであれば、それを進めるやり方もあるのではないかと思いますけれども、そういった取り組みをされる意向はございますでしょうか。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。

○危機管理室長（小笠原純一君） お答えいたします。

行方不明者の方の中で、やはり今御質問にあるとおり、やはり身元を判明する唯一の手段とすれば、もう残るはDNA鑑定しかないかなというふうに思っております。できるだけ1人でも多くの方の鑑定依頼があつてこそ、初めてその行方不明者の方が本来の住むべきところに戻れるというふうなところでありますので、そこは進めていきたいと思ひますし、またその行方不明となられている方のそのDNAのお願いの部分に関しましては、やはりその住民基本台帳等の個人情報の部分もございまして、ちょっと内部のほうでそれが実施可能になるような形で調整を進めていきたいなというふうに思ひます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） プライベートな情報にも立ち入ることになると思ひますので、なかなか一概には進めにくいと思ひますけれども、少なくとも広報でこういうやり方があります、まだ登録してない人は早目に登録してくださいという働きかけくらいはできると思ひますので、そういった進め方をしていただきたいと思ひます。

一方で、DNA鑑定は行ったものの手がかりが見つからないという遺族も多くいるというふうには伺つてます。鑑定後に御遺体がまだ見つからないことも、また手がかりがあつたともなかつたとも、そういう連絡すらないと。DNA鑑定の登録はしている、自分は鑑定はしてもらっているんだけど、その結果が全く聞かされてないという声も耳にします。例えば、DNA鑑定としてはここまで今進んでるんだ、あるいは似たようなDNAはあるんだけど、まだ確定はできてない、特定はできてないとか、何らかのその進捗状況ですね、個々の御遺族に伝える必要があるんじゃないかなと考へてます。そういった情報を、DNA鑑定の登録をしても情報を何も得られずに、ただ待つだけの御遺族の心境を察すると、何らかの動きをとつてもいいんじゃないかなと、そういう動きを町として働きかけていただいたほうがいいんじゃないかなと思ひますけども、その辺はどうでしょうか。

○議長（小松則明君） 危機管理室長。



○危機管理室長（小笠原純一君） 鑑定のほうを行っている警察署のほうからですと、やはりその年々DNA鑑定の依頼の件数が減少傾向にあるというところで、何とんでも、行政に対しても、やはりその鑑定の依頼のPRをしてほしいという依頼を受けているところでもあります。

ただ、今議員の意見がありましたとおり、やはり申し込んだ上でその結果がどうだったかというのは、やはり行方不明者を持っている御家族の方にあってはすごく不安というような気持ちではあると思いますので、そちらのほうは警察のほうに情報を伝えまして、必ず回答していただくような形で申し送りをしたいと思います。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 捜索に関してもDNA鑑定にしても、町単独ではできないところがあると思いますので、関係機関との連絡を密にして、できるだけ前広に情報開示していただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

続きまして、再建予定者に関する課題についてですけれども、9月の全員協議会で、岩手県が進める三枚堂地区の公営住宅の完成時期が1年ぐらのおくれて、平成30年の3月になるという報告を受けました。

この席で、県の報告がおくれたことに対して平野町長から、県の対応には怒りを感じるとの発言がありました。公営住宅のおくれがわかった時点で、町側への説明がなされなかったことに対しての大槌町としての率直な気持ちだと、当然思います。改めてこの考えに変わりがないか、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） やはりその話を聞いたときには、そう率直に思いました。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 恐らくそうだと思います。その日の夜に開かれた住民説明会へも、私も出席して皆さんの受けとめ方を聞いてきましたけれども、地盤が弱いとかという情報は地元の間なら誰でもわかるじゃないかとか、もっと早い時期に、大事なのはこっちだと思うんですけど、もっと早い時期に情報開示すべきだというのが出席者の受けとめ方だったというふうに捉えております。

一方で、7月に赤浜地区と安渡地区でそれぞれ行われたまちづくり懇談会では、土地区画整理事業とか防災集団移転事業等において、前回の計画から大幅におくれが生じる報告がなされました。これまで各事業において、復興まちづくり懇談会等で事業のおく

れが幾度も報告されるたびに、住民としても怒りとともに落胆・失望を抱いてきました。

7月に報告された見直し計画が、今後おくれることがないように強く希望いたしますけれども、このことに対する平野町長の意気込みをお伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） やはり説明会においても、怒りもそうだったんですが、諦めとか相当な状況があります。ある人がこう話しました。「もう復興のことは考えたくない、考えるとおかしくなる」と。その言葉に尽きるんじゃないかなと。希望を持って再建をしようとする気持ちを、なくなってしまうような、なくしてしまうような状況が今続いているということを、改めて行政を預かる者としてしっかりと考えていく必要があると思います。

災害公営住宅を含めて、土地区画整理事業も含めてさまざまなおくれがありますけれども、もう二度とおくれのないように、また、さまざまな状況の中で適切に住民の方々に情報提供していく、進捗状況はどうだという話は、定期的なところでお知らせをしていくということが大事なことだと思います。

先ほども話をしましたけれども、町の事業だけではなくて、県の事業につきましても、しっかりと町民の方々に周知を図る、そういう取り組みをしっかりとまいります。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） それに関連してくるんですけども、まさに宅地整備がおくれることによって、住民側としても当然再建計画のおくれが生じてくると思います。安渡の古学校防集団地の土地の引き渡しというのは、平成30年度に入ってからという説明がありました。赤浜の北側斜面団地に至っては、平成31年の3月からの引き渡しという見直し計画が出されております。

一方で、例えば県の被災者住宅再建支援事業の補助金についての申し込みは平成31年の3月末まで、あるいは被災者生活再建支援金については平成30年の4月10日までの申し込み期限というふうに今は制定されています。

要するに、宅地が整備されたところにはこの支援制度、今の期限であると申し込めないという事態が考えられますけれども、7月に行われたまちづくり懇談会についても、この点について出席した住民から質問が出されたのは町長も御存じだと思います。防集団地漁集事業とか区画整理事業だけじゃなくて、復興にかかわるこれからの道路事業等も含めて、さまざまな事業計画のおくれによって、住民の宅地再建のおくれについては不

公平感のないように対応していただきたいと思いますが、当時の説明でも町長からも力強い、そういった不公平感がないように取り組むという説明がありました。

それで、県や国に対してもそういった働きかけはしていると、していくという発言はありましたけれども、働きかけをして、それでもし当初の予定どおりの期限だとなったときに、例えば町のほうで不足分は負担するとか、いやあくまでも国や県に訴えていって、不公平感のないような対応をとるといふふうな方針なのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） コミュニティ総合支援室長。

○コミュニティ総合支援室長（土澤 智君） お答えいたします。

国県の補助金等の期限が御指摘のとおり決められているわけでありまして、一番早いものですと国の加算支援金が平成30年ということになってます。こういったものについては、宅地整備のおくれで再建がおくれると、そういったやむを得ざる事情によっておくれる場合については、平等に取り扱うというのが国・県の基本的な考え方であると思いますので、まずはそこを確実に担保していただくということを要請してまいります。

それで町長の発言というのは、仮に、万が一、そういうことはないという想定はしているんですけども、あった場合でも町としても責任をもって公平な取り扱いをしていくという決意を述べたものであるということで御理解いただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） ぜひそういった対応はとっていただきたいと思います。再建がおくれる住民に対して、補助制度の不公平感というのは絶対あってはならないと思いますので、今の時点で、例えば30年3月までというふうに決められて、期限が決められているのであれば、明らかに今の時点の計画で31年の3月になるんだというのは見えていくわけですから、そういったところは関係した国・県等に働きかけていただきたいと思っています。

それから次に、震災遺構としての旧役場庁舎の扱いについてですけれども、ことしの7月4日の議会全員協議会の平野町長の意見書の中にありましたけれども、復興まちづくり委員会の意見書に対して、納骨堂の完成見込みとか震災検証を始めたこと、あるいは慰霊施設の見直しを行うことなどを解体予算提案の条件として受け入れたという趣旨の発言がありましたが、この考えに変わりがないのか、いま一度確認したいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） その考えに変わりはありません。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 先ほど平成27年、昨年12月に議会の東日本大震災復興まちづくり特別委員会として町長に提出した意見書で求めたのは、保存か解体かの二者択一を今急いで求めるものではないと。その前に慰霊の場を設けること、納骨施設を整備すること、さらに震災検証を進めるということでした。

この中で、例えば震災検証を進めることというキーワードについてですけれども、検証監を設置して今、検証事業を進めていると思いますけれども、この検証を進めることと、その中でこの旧役場庁舎をどういう位置づけにするのかという関係についてお伺いしたいと思います。旧役場庁舎があることによって、検証が進むのか進まないのか。ないことによってそういった影響があるのかないのか。そういった話というのは、今は1つ目の質問です。そういった話というのは検証監との間で、検証監と町長との間で、そういう意思疎通、コンセンサスは得られているのかどうかということも、2点目でお伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 旧役場庁舎が残ることと、検証に関する2点の質問についてお答えをいたします。

役場が残っていることで、なくなることで、検証に影響はないと思います。

また、検証監とのその意思の疎通は図っております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 先般マスコミで報道された中で、現地を実際に視察されたという情報が流されてました。そのときにも旧役場庁舎のきちとした図面がないので、中の状況はよくわからない。だけでも近くに行ってみると、中の構図はかなり複雑になっているようだなという発言がありました。

将来的にも、この後話するんですけども、遺構としての価値があるのかないのかも含めて、当時何があったのかということを検証で明らかにするときに、そういった現場の状況というのは、非常に情報発信の手段として有効なのではないかなと思いますけれども、それと検証に必要なんだというところがうまく結びつかないんですが、その辺のところをもう一度詳しく御説明いただきたいと思います。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 検証監のほうと私のほうでもいろいろ話しております、当時の図面、正確な図面は当然ございません。

ただ、私のほうで当時の配置、どこの場所に、例えば町民課があったとか、2階部分はこうなっていたという部分も含め、図面に私が作成して提供はさせていただいております。

また検証監の中で、この階段はどういう幅だったかなとか、そういった部分につきましても、私のほうで知る限りのものを情報提供しているという状況でございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） そのときに実際中に入って見られたんでしょうか。

○議長（小松則明君） 総務部長。

○総務部長（三浦大介君） 現地を見たときということですか。（「そうです」の声あり）

現地の中には中には入って見てはおりません。ただ外観から表部分。透けて見える部分もあるんですけども、表部分、また裏側からも回って、構造とか状況については目視で確認はしているという状況でございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） そういった実際にその場に行ってみて、肌の感覚としてつかむということも重要じゃないかなと思うんですけど、そこをもう一度御検討いただければと思います。

さらに、復興まちづくり特別委員会の意見書の中でもう一つ言っているのは、庁舎が単なる建物なのか、震災遺構として後世に残すべき価値があるのか、さまざまな検証を同時に継続して進める必要があるという意見もあわせて述べております。この、さまざまな検証を同時に継続して進めるという特別委員会の意見に対して、現時点で対応が見られてないように思いますけれども、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 私は、意見書の中のさまざまな思いを酌み取りながら、納骨堂も含めてさまざまな検証も含めて、それに合うような形での取り組みをさせていただいております。

先ほど申しましたとおり、今回旧役場庁舎については、私はまちづくりの中で、それを使ってまちづくりをしないということにしていますので、多くの方々の中には、数の中

には、遺構としてインパクトがある、後世に残すべきだという意見がある反面、早く解体しろという声も、議員御指摘の中にも聞こえてるんじゃないでしょうか。

ですから、私とすればもうこの何年と続けてきた中で、もうどちらかに結論を出さなければならない状況に来てるんだと思います。価値あると言う人は価値がありますし、ないと言えないということになるろうと思います。

私は今の状況を踏まえて、旧役場庁舎を遺構として残して、それをまちづくりの中で活用、利用するという気持ちはございません。ですから、あの中で、中心市街地の中での位置づけの中からは、解体をして更地にしながらまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） まさに今町長が述べられたような点に、この問題の根源があるんじゃないかなというふうに考えてます。要するに、あれを震災遺構として捉える人は、その面でしか、そういう見方しかしていない。要するにあれを見ることによって、震災当時を思い出す、心が傷つくという人の心情については、余り深く立ち入って考えていないというところに問題があるんじゃないかなと。一方で、早く解体したいという意見を持つ人に対しては、震災遺構というものの価値観、それをどう評価するか、どう価値を認めるのかあるいは認めないのか。そういった議論を、相手側の立場に立った考え方なり議論なりがされてないところに1つ問題があるんじゃないかなというふうに思います。

町長もおっしゃるように、最終的にはどちらかに決めなきゃいけないと思いますし、そのときに全員一致で決められるわけではないと思いますけれども、少なくともそういった自分の意見とは違う相手側の意見を理解することによって、最終的な決断がされたときに、住民側の納得感が高まるのではないかなと思います。そういったプロセスが今のところされてないのではないかと。解体賛成は解体賛成だけの見方でしか意見を言わない。解体反対は解体反対の見方でしか意見を言わない。そこに歩み寄りがない。お互いがどう考えているのかという、解決策を見出そうという動きが、地域住民も含めて不足しているのではないかなというふうに考えてます。

そういった意味で今回この質問をさせていただいたわけですが、拙速に結論を出すのではなくて、少なくともその震災遺構という価値があるのかどうかという見方についても言えるように、復興まちづくり特別委員会の意見書でもそこは強く述べていると

ころです。そういったプロセスを踏まえて最終的な結論を出すことが、結論が出た後で町を二分することを避ける重要な施策になるのではないかなというふうに考えてますので、大槌町、特に町長の再考を強く希望いたします。

続きまして、復興協議会の今後のあり方についてですけれども、これまで地域復興協議会はコミュニティー形成も視野に入れながら、主にハードの復興を進めるために住民と合意形成を図るという場で機能してきたと認識しております。初期のころは、居住地の決定とか道路整備について、町の形づくりを行って、今行っている復興工事に結びついているものと認識しております。これまでの地域復興協議会の成果について、町長の評価の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 大混乱の中で地域の方々の意見を集約するという部分では、大変有意義だったと思います。また地域の方々だけではなくて、さまざまな町外の方々の意見を受けながら、まちづくりをしてきたと思います。

特にも、大震災という中でどういうまちづくりをするんだということについては、暗中模索の状況の中で続いたものだろうと思います。そういう中で、さまざまな意見があって、そしてこの町がつくられたというプロセスはすごく大事なことではないかなと思います。また、デザインノートなるものでも、同じようにさまざまな方々が集まって、町をよくしようということでの集まりの中で取り組まれてきたということになります。

しかしながら、当初つくった計画が思うように進まないままに5年、6年と経過をいたしました。ステージが変わりつつありますので、きちんとそれを見定める必要があるだろうと思います。当初考えたことと違うこと。問題・課題がいろいろと噴き出ている状況がございます。これは決して町だけの問題ではなく、県レベル、国レベルにおいても同じようなことではないかなとは思いますが、決してそれに憂いているだけではないんだろうと思います。

着実に復興をなし遂げるといいますので、そういう中ではこれからもしっかりと被災された方々、また住民の方々と手を取り合って復興を進めてまいりたいと思いますので、やはり復興協議会なるもの、また復興まちづくりも含めて、何らかの形で住民の方々との情報交流を含めて、一緒になってまちづくりをしていきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） はい、ありがとうございます。

復興協議会もまちづくり懇談会も、引き続き継続して行っていくということで理解いたしました。今、町長のお話にもありましたとおり、地域復興協議会の大きな成果物の1つとして、今ありましたデザインノートに象徴されるように、町の復興に向けた姿、これを住民と行政とが一体になって、長い時間と長いエネルギーをかけてつくり上げた、非常に素晴らしい計画だというふうに認識しています。今実行のおくれはあるものの、そのデザインノートに従ったまちづくりというものはこれから進めていかなければならないと思いますけれども、このデザインノートに沿った理想的なまちづくりを、これからも住民と地域、行政と一体になって進めていくというお考えに、町長としても御異論はないでしょうか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） デザインノートの積み重ねはエネルギーと時間をかけております。まちづくりの中でも、特に中心市街地については、それぞれ道についてもさまざまな意見が出されて、それが踏襲されたものだと思っております。決して完成形ではありませんけれども、基本の形だと思っておりますので、しっかりとそれは守っていきたいと思います。ただし、変えなければならないところもございます。やはり状況に応じて、それについてはきちんと地域なり、さまざまところで投げかけて調整を図って、コンセンサスを得ていきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） デザインノートもあのおり100%できるかどうかという保証はないんですけれども、少なくとも住民と行政とで話し合っただけで見出した計画なので、できるだけそれに沿って進めていただきたいと。特にも議論の過程で、住民だけでなく行政も入って決めたわけですから、その点についてはぶれないようにしていただきたいというふうに思います。

一方で、答弁の中で、復興に係る計画策定が終了したから、先ほどの地域復興協議会のほうはまちづくり懇談会とともに継続して進めるというふうにあったんですけど、答弁書の中では、地域復興協議会の役割は終えたというふうな表現があるんですけども、この辺はどういうふうに理解したらよろしいのでしょうか。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 私が言っているのは条例上でそういう規定があります。計画をつくり、その部分で終了するということですのでけれども、今までもってきた復興協議会含め



て、第3期に入るわけですが、それはそれまで続けていきたいと思いをします。

ただし計画は平成30年度までですので、そのあと町政発展計画に移行しますので、その辺はまた改めてまちづくりに関する町民とのあり方についてはしっかりと考えていきたいと思いをします。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） はい、ありがとうございます。

先ほどの町長の答弁にありましたとおり、計画はできたんだけど、これから見直す場面も出てくるかもしれないという中で、例えばデザインノートについてもまだ完成形ではないと。例えば公園に配置する公衆トイレの配置をどうするかとか、あるいはバス停のルートをどうするか、バスの配置とかバス停の配置をどうするかとか、あるいは赤浜地区の中央部の広場の使い方についてもこの地域復興協議会の中で議論していく過程で、まだ決まってないところとしてあると思いをします。

そのハード面でもそのソフト面でも、地域復興協議会として住みやすいまちづくりのために、まだまだ行政との合意形成によって決めていかなければならない課題が残されていると思いをします。

地域復興協議会のワークショップで必ず出るもので、例えばこれは枝葉の話になりますけども、初期のころに出たのは、役場の位置は最初のころに決まりまして、病院とか学校の位置も大体見えてきたという中で、自分たちの暮らしを豊かにするのにどうしたらいいかということで、例えばマストの湯をどこに配置したらいいかというのも出てきたりもしてました。そういった議論がまだ、議論の途中なので、この地域復興協議会については今までどおりきちっと機能して、新しいまちづくりに役立つような形にしていきたいと思いをします。

例えばマストの湯なんていうのは、まだ大きな施設としては、これは公共施設ではありませんけれども、この辺の動きというのは今見えているのでしょうか。

○議長（小松則明君） 当局側、産業振興部長。

○産業振興部長（藤枝 修君） マストの湯の関連でございますけども、こちらのほうについては民間の施設でございますので、町のほうで特に位置とかを指定するものではございませんけれども、グループ補助金という県の補助金申請を施設再建のために、県のほうに申請を上げたというようなお話は聞いてございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 例えばそういう形で住民が希望しているものを計画に反映させる。それは公の機関として、当然動くことはできないと思いますが、住民が望んでいるものについてはできるだけかなうような方向で、住民も行政も一体となって働きかけるというのはあってもいいんじゃないかなと思いますので、そういった視点でも復興協議会をますます活性化していただきたいなというふうに思います。

それから地域復興協議会については、今まで住民と行政が主に話し合ってきたわけですが、その中で特に感じたのは、計画をまとめる上では、あるいは計画をつくる上では、外部のコーディネーターの役割というのは非常に大きかったなというふうに認識しています。大学であったり、一般のコミュニティー支援の団体であったりという形ではあるんですけども、今後もそういった形で外部のコーディネーターを入れたほうがまちづくりには拍車がかかるのではないかと、より効果的な効率的な運営ができるんじゃないかなと思いますけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（小松則明君） 副町長。

○副町長（澤館和彦君） 地域復興協議会の運営の仕方については、中でもいろいろ議論しているところがございます。初期のあたりのそういった形でのやり方がいいのか、それとも代表者よっての合議制とかそういった会議制のほうがいいのか、そこら辺を検討しながら進めているところがございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 例えばその代表者を含めての会議となると、地域の代表者となると自治会であったり、町内会であったりというところが入ってくるかと思うんですけど、そこと行政だけで今までのようなエネルギーの入った、住民が興味を持つようなまちづくりというのがうまく運営できるのかなというのは非常に疑問に思います。

もし、その辺のコーディネートの役割を担うとしたならば、町当局、大槌町の職員になってくると思うんですけども、今までの地域復興協議会の動きを見て、あの仕事というのは非常にスキルを要する仕事で、一般の役場職員が通常の仕事をしながらいったコーディネートの役割を担うというのは、非常に荷が重いんじゃないかなという気がします。要するに機能しにくくなるんじゃないかなというふうに考えてますけれども、その辺の認識はどうでしょうか。

○議長（小松則明君） 総合政策部長。

○総合政策部長（高橋新吾君） 地域復興協議会で何を議論するかといったようなことが

主なテーマになってくると思いますし、その内容によってそのコーディネーターが必要かどうかといったようなことが議論されてくるんだと思います。

昨年度、26、27のところでも主にコミュニティー戦略についてどうするかといった議論が中心になされてきたということもございまして、そちらのほうは本年度新組織を立ち上げて、コミュニティ総合支援室のほうの議論の中で進めていくという形にしておりますので、そちらのほうについては、そちらのほうで議論を深めるという形になるかと思えます。

地域復興協議会そのもののあり方というか、役割をどういうふうに考えるかといったことについては、コミュニティーに関する議論と計画全体をどうするかという議論での総論と各論の役割になっていくものと考えておりますし、今後そういった地域復興協議会、例えば安渡地区とか赤浜地区といったような部分は1自治会1協議会といったような形になってございますので、実質的に自治会との接点がかかなり多くなってくるというようにもございまして、そういった部分については、自治会活動を支援していくといった形のほうが、今後の活動としては非常に有効な部分がかかなり出てくると思いますので、そういった部分を見きわめながら、今後のあり方を検討していきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○1番（佐々木慶一君） 町ができ上がって自治会もきちっと機能して、それで回り始めたらそういう体制でもいいと思うんですけども、先ほど申しましたように、デザイン会議のまだ完全な形ができ上がっていない、ハードとしてまだ完全な形ができ上がっていない中で、新しくコミュニティ支援室ができたからそっちに運営だけを任せるとするのは拙速じゃないかなという認識をしています。

まだ、まちづくりに当たってはハードを含めた課題も山積しているというふうに認識していますので、総合政策がどちらかということになって今までの枠組みの中で進めていったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。計画ができたから、あとは実行するだけじゃなくて、まだその計画するハードの計画すらきちっとしたものができてないというふうに認識していますので、そこは再考いただきたいと思います。まちづくり復興協議会の中でも、そういった方針については早い時期に説明していただきたいというふうに考えますので、よろしくをお願いします。

繰り返しになりますけれども、防集団地も区画整理エリアもまだまだ見えない地域が

多い中で、そのハードの計画は完了したから復興協議会の役割は終えて、実際に回すのはコミュニティ支援室のほうに頼むんだというのはまだ早いと思いますので、震災で多くの財産を失ったんだけど、そこから何とか立ち上がって、前よりもいい町にしてやろうという意気込みは生まれてきてます。せめて大槌町が一定の復興をなし得るまで、住民と行政の協働による場を設けることが大切だと思ってます。ことしは、震災復興に当たっては、平成28年度は再生期の最後の年になります。これから発展期、29年度から30年度に向けては発展期を迎えます。この2年間でさらに加速をしていただきたいと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君の質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

あす14日は午前10時より再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。

御苦労さまでございました。

散 会 午後4時36分